



学部要覧

2024



日本大学歯学部

NIHON UNIVERSITY SCHOOL OF DENTISTRY

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

日本大学歯学部

学部要覧

この「学部要覧」は、みなさんが実り豊かな学生生活を送る上で必要な事項、学修上の諸規定等が記載されたガイドブックです。大切に保管し、必要な時に読み返してください。

目 次

日本大学の概要

..... 7

歯学部 の 概 要

..... 8

教 育 課 程

日本大学歯学部の教育理念と教育目的..... 9

- 教育理念

日本大学歯学部の教育方針と方針の達成状況・学生の学修成果に対する評価指標
..... 9

- 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- 卒業時に修得しておくべき能力（コンピテンス, コンピテンシー）
- アセスメント・ポリシー（3つのポリシーの達成状況, 学修成果の評価指標）
- 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

カリキュラム 15

- カリキュラムの特徴
- コースの特徴
- 総括講義について
- 診療参加型臨床実習について
- 臨床実習開始前の歯学生共用試験と臨床実習終了後の歯学生共用試験
- 学年別の授業科目と単位数
- コンピテンシーに対する各科目のパフォーマンスレベルマトリックスとマイルストーン
- 日本大学相互履修制度
- 履修系統図

授 業 22

- 授業時間割
- 授業時間割のポイント
- 受講にあたって
- シラバス（授業計画）
- 休講（校）・変更
- 欠席への対応
- 急病

試 験 27

- 定期試験
- 定期試験に対する追試験
- 定期試験後の再試験
- 前週講義試験
- 平常試験
- 振り返り講義試験
- 総括試験
- 歯学生共用試験
- 試験受験上の注意事項

成績評価 31

- 成績評価点
- 成績評価表示
- 当該学年の全授業科目による成績評価点の平均点
- 振り返り講義試験の成績評価
- 総括試験の成績評価
- 診療参加型臨床実習の成績評価
- 歯学生共用試験の成績評価
- G P A

進級・卒業・原級	<ul style="list-style-type: none"> ■ 進級判定及び単位認定 ■ 進級判定及び単位認定の特例 ■ 原級 ■ 原級者の履修 ■ 卒業判定 	33
学籍	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修業年限 ■ 在学年限 ■ 同一学年における在学年限 ■ 休学 ■ 退学 ■ 除籍 ■ 再入学 	34
歯学生共用試験	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歯学生共用試験の概要 	36
歯科医師臨床研修制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修制度の目的 ■ 本学部の研修制度及び施設 ■ マッチング及び選考試験 	38
専任教員一覧		39
情意育成行事		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ オリエンテーション ■ 解剖体追悼法要 ■ 実験動物慰霊祭 ■ 校外研修 	41
学生生活		
学生行事	<ul style="list-style-type: none"> ■ 球技大会 ■ 桜歯祭 ■ 全日本歯科学生総合体育大会 (歯学体) 	42
学生会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学年代表者会 ■ クラブ協議会 ■ 各種実行委員会 	43
課外活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本学部のクラブ ■ クラブの公認 ■ クラブの入退部 ■ 課外活動中の事故 	44
クラブ一覧		45
校舎・学内施設などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用時間及び届け出 ■ 使用にあたって ■ 学生用ロッカー ■ 部室並びに道場 	46
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期健康診断 ■ 健康相談（保健室） ■ 病院受診 ■ 傷害事故の報告 ■ 日本大学学生生徒総合保障制度 	48
学年主任とクラス担任		50
学生支援室		50

障がい学生支援（特別配慮支援）	51
一般心得	52
■ 変更の届け出	
■ 通 学	
■ アルバイト	
■ 貴重品の管理	
■ 防災の心得	
■ 交通安全	
■ 人権相談	
■ 情報管理	
■ 大麻や薬物	
■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）利用	
■ 販売や加入などの勧誘	
■ 喫 煙	
■ 飲 酒	

表彰制度

日本大学の表彰制度	55
■ 日本大学学長賞・優等賞等	
本学部の表彰制度	56
■ 日本大学部科校長賞（歯学部長賞）	

証明書・届出書・願書

学 生 証	57
■ 学生証の発行	
■ 学生証の提示	
証明書・届出書	58
■ 手続き及び手数料	
■ 通学定期券の購入	
■ 学 割	
■ 海外渡航	
■ 事務取扱時間	
届出書・願書一覧	60

学 費 等

学 費	61
■ 納 入 額	
■ 納入方法	
■ 滞 納	
教科書・実習器材費	62
後援会費・校友会費（在学生・準会員）	62
■ 入会金・会費（委託徴収）	
■ 学生への支援事業	

奨学金制度	63
■ 日本大学特待生（給付）	■ 日本大学歯学部佐藤奨学金（貸与）
■ 日本大学創立130周年記念 奨学金(第1種・第2種)(給付)	■ 日本大学歯学部同窓会奨学金（給付）
■ 日本大学歯学部佐藤奨学金（給付）	■ 日本学生支援機構（給付）
	■ 日本学生支援機構奨学金（貸与）

付属施設・付属機関

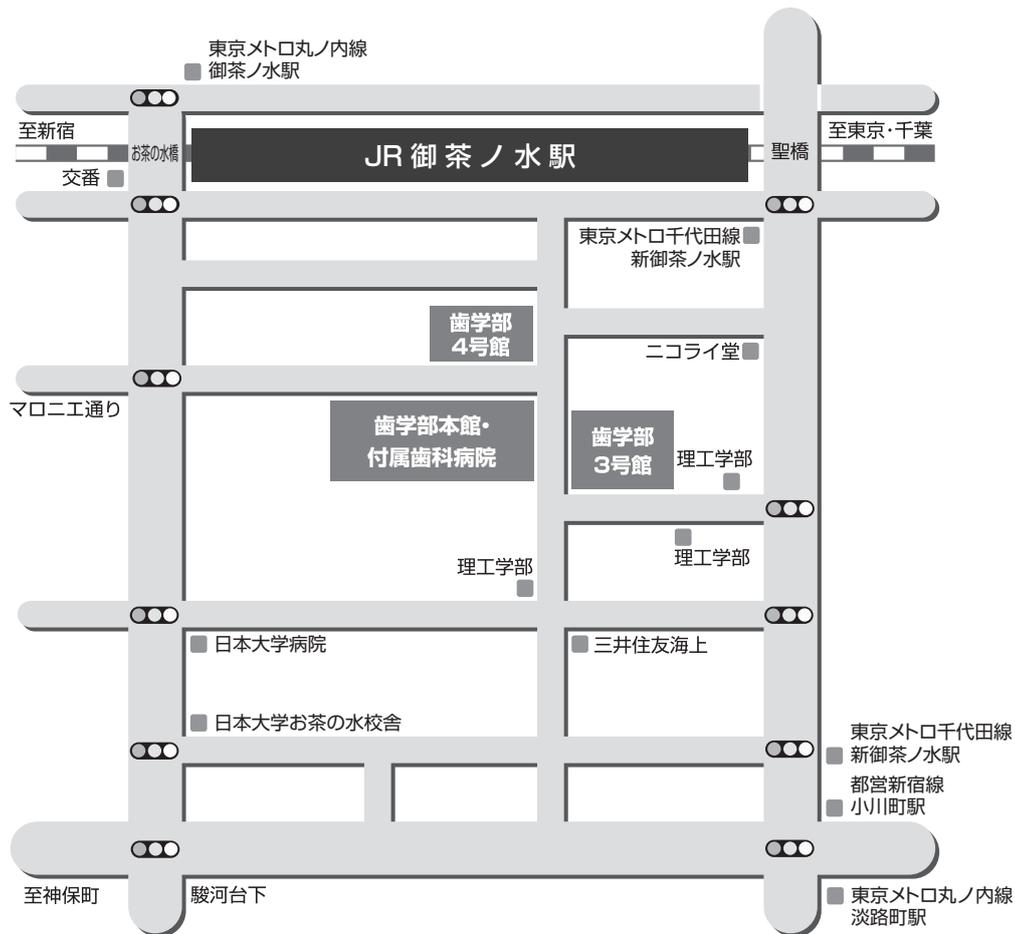
図書館	65
■ 利用案内	■ 図書館のサービス
歯科病院	68
■ 診療日・時間	■ 診療概要
■ 歯科医学教育への役割	■ その他の診療部科の概要
厚生施設	71
■ 日本大学本部管理の厚生施設	
学生寮	71
歯科体育施設	72
■ 歯科体育施設の定期使用	

関係規則等

日本大学学則（抜粋）	73
学費の取扱いに関する要項（抜粋）	77
歯学部部則	78
日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）	79
校舎施設使用要領	81
日本大学歯学部学生会に関する要項	81
日本大学歯学部のクラブ（部及び同好会）に関する要項	82
歯科医師法（抜粋）	82

その他

歯学部電話番号一覧	84
日本大学学部等一覧	85
歯科大学・歯学部一覧	86
校舎平面図	87
日本大学校歌	98
日本大学歯学部部歌	98
日本大学応援歌（花の精鋭，水の覇者日大）	99



日本大学 校章



歯学部 ロゴマーク

ホームページ

日本大学
歯学部
歯学部同窓会

<https://www.nihon-u.ac.jp/>

<https://www.dent.nihon-u.ac.jp/>

<https://www.aa-nusd.jp/>



日本大学



歯学部



歯学部同窓会

日本大学及び歯学部はホームページを通じて様々な情報を発信していますので、定期的
に閲覧しましょう。学部内向けページでは、ネットワークを利用するための各種情報、学
生生活に関わる申請書類、クラブ活動における指導・伝達事項などの情報を得ることがで
きるほか、共用試験 CBT の事前体験もできます。

日本大学の概要

日本大学は、明治22年（1889年）10月4日、時の司法大臣山田顕義らによって創立されました。山田顕義は吉田松陰門下の逸材で、明治維新の功労者として、我が国の近代化に尽力しました。山田顕義は当時の社会情勢と世界の趨勢を考慮し、新日本建設を担う人材の育成を目指して、日本法律学校を創立しました。これが日本大学の前身で、明治36年に日本大学と改称、大正9年には大学令による大学へ、昭和24年4月には新制大学となり、その後も、短期大学部、大学院の設置や学部の新設・拡充を図り、飛躍的發展を続けています。

歴代総長（学長）は、金子堅太郎（初代校長）、松岡康毅、平沼騏一郎、山岡萬之助、呉 文炳、永田菊四郎、鈴木 勝、高梨公之、木下茂徳、瀬在良男、瀬在幸安、小嶋勝衛、酒井健夫、大塚吉兵衛、加藤直人、酒井健夫と続き、現学長（平成25年度より総長職位廃止）は大貫進一郎です。

平成19年に「日本大学の目的および使命」に記載されている「自主創造」を本学の教育理念としました。さらに、教員が“何を教えたか”から、学生が“何ができるようになったのか”

を重視する教育に転換し、「自主創造の」力をもつ人材を育成するため、平成28年12月に日本大学教育憲章を制定しました。本教育憲章では、「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力について、具体性のある指標を示しています。本教育憲章のもと教育を展開することで、学生の学修成果の実質化をめざす道しるべとなっています。

本学は、創立以来135年、我が国最大の総合大学として大学院19研究科をはじめ、法・文理・経済・商・芸術・国際関係・危機管理・スポーツ科・理工・生産工・工・医・歯・松戸歯・生物資源科・薬の16学部、通信教育部4学部、短期大学部4学科、38の研究所及び研究センターと、このほか認定こども園・付属幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校を持ち、優れた教育・研究組織を誇っています。校友は日本最大級を数え、それぞれ各分野の中核として社会に貢献しています。さらに、本学と同じ教育理念に立つ諸外国の大学との間での積極的な交流を行っています。毎年、夏期には欧米諸国等への海外研修に多数の学生が参加して、国際交流を深めています。

目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしな
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

歯学部の概要

日本大学歯学部は、優れた歯科医師を育てることを基本としています。入学から卒業までの6年間の体系的な一貫教育によって、学問や技術に秀でた歯科医師のみならず、幅広い視野と科学的思考力、人間性豊かな感性、人間としての魅力を備えた、歯科界でリーダーシップをとれる有為な歯科医師の育成に努めています。

本学部は100年を超える長い歴史をもつ伝統ある学部です。創立当時、わが国の歯科医学は技術偏重であり、一般医学に比べて、学問的に遅れていました。そのような中、大正5年(1916年)4月15日、佐藤運雄先生は、歯学を口腔に止めず「医学的基礎学、歯科の技術的練磨を期しながら、師による人格の教化、学生同士による知識の交換、切磋琢磨」を建学の主旨として、有能な歯科医師を育成することにより地位向上を図りたいという志から、「東洋歯科医学校」を創立されました。

大正10年4月、東洋歯科医学校は、日本大学との合併によって、これまでの施設・設備及び教育の一切を日本大学が継承し、翌年6月に日本大学専門部歯科として正式認可されました。終戦による国内教育の大変革を機として、昭和22年6月18日(4月1日付)、日本大学専門部歯科から「日本大学歯学部」として設立・認可され、大学予科3年制、学部4年制のいわゆる7年制歯学部が誕生しましたが、昭和25年度からは2年制予科に改組されました。

昭和30年4月からは学校教育法の一部改正にともなって歯学教育は進学課程2年、専門課程4年の6年制教育が定められ、34年間続きました。平成元年、進学課程と専門課程の枠が廃止され、6年一貫教育が現在まで継続し、佐藤運雄先生の考えに沿った歯科医学教育が実践されています。これは、現在も日本の歯科教育の根本理念として脈々と継承されています。こうした歴史と伝統をさらに発展させ、近年のめざましい生命科学分野の成果に基礎を置く基礎医学・医療技術の進展に努め、今日まで数多くの俊英



創設者 佐藤運雄博士

が巣立ち、わが国の歯科医療・歯科医学に貢献し、高い評価を得ています。その数は全国の歯科医師の1割以上を占めています。

現在、歯科病院、歯科体育施設、大学院歯学研究科をはじめ、総合歯学研究所、歯科技工専門学校、歯科衛生専門学校を有する学部にもまで発展し、幅広い教養、自主的・総合的な判断力と高いレベルの専門的知識・技術とを有する歯科医師を育成し、社会に貢献しています。

歯学部

修業年限 6年 募集人員 128名

卒業生数 20,191名(令和5年度まで)

研修歯科医

修業年限 1年 募集人員 140名

大学院歯学研究科

修業年限 4年 入学定員 30名

修了者数 1,649名(令和5年度まで)

付属機関

総合歯学研究所 歯科病院

歯科技工専門学校 歯科衛生専門学校

付属施設

図書館

歯科体育施設

教育課程

日本大学歯学部 of 教育理念と教育目的

教育理念

日本大学歯学部の前身である東洋歯科医学校は、佐藤運雄先生により大正5年に創立されました。当時の日本の歯学は、基礎医学の知識に乏しく技術偏重であったため、佐藤先生は、学校創立にあたり、歯学を単に口腔や歯だけにとどめず、全身との関連において組織的に学ぶことの重要性を強調しました。この「医学的歯学」の教育理念のもとに教育目的を達成します。

○ 教育目的

日本大学歯学部は「日本大学の目的及び使命に則り、歯学の理論及びその応用を教授・研究し、併せて人格を陶冶して有為な歯科医師を養成すること」を教育目的としています。

教育目的を実現するために達成すべき教育目標は以下の通りです。

1. 医学的歯学の理念に基づく歯科医学の専門知識と医療技術を備えた人材の育成
2. 豊かな教養と寛容な人間性を備えた発信力のある人材の育成
3. 生命を尊重し奉仕の心と高い倫理観を有した人材の育成
4. 医療・社会の進歩や変革、生涯学習に対応できる省察力と探求心を備えた人材の育成
5. 国民の健康維持・増進に貢献し、地域口腔保健活動でリーダーシップを発揮できる人材の育成

日本大学歯学部 of 教育方針と方針の達成状況・学生の学修成果に対する評価指標

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

日本大学教育憲章では「日本大学マインド」として「日本の特質を理解し伝える力」「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」「社会に貢献する姿勢」の3つを掲げています。日本大学歯学部は、「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」からなる日本大学の教育理念「自主創造」を基盤として日本大学マインドを有する医療人を育成します。すなわち、全学の学位授与の方針及び歯学部の教育目的に鑑み、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生の卒業を認定し、学位（学士）を授与します。

- DP1 歯科医師としての責務を理解し、患者中心の歯科医療に必要な倫理観をもって医療を実践することができる能力
- DP2 世界の歯科医療の現状を理解し、異なる価値観をもつ人と積極的にかかわり共生・協働できる能力
- DP3 生涯にわたってリサーチマインドを持ち続けるための基礎となる、論理的・批判的に思考することができる能力

- DP4 医歯一元論に基づく歯科医学，ならびに自然科学，人文科学の知識を有し，必要に応じて，臨床・教育・研究に応用することができる能力
- DP5 自主創造の基本理念に則り，最新の科学的根拠に基づく安全で効果的な患者中心の歯科医療を実践することができる能力
- DP6 患者・患者家族・医療従事者の立場を理解，尊重し，適切なコミュニケーションをもって医療を実施することができる能力
- DP7 歯科保健・医療・福祉・介護の現状を理解し，多職種と連携しながら地域医療に貢献することができる能力
- DP8 生涯にわたって自己研鑽に取り組むための基礎となる，自己を謙虚に見つめ，振り返ることができる能力

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

日本大学歯学部は，ディプロマ・ポリシーに示した能力を備えた歯科医師を育成するために，以下の教育課程（カリキュラム）を編成し，実施します。

1. カリキュラム編成

歯学部のカリキュラムでは，ディプロマ・ポリシーの達成に必要な教養科目，専門科目及びその他の科目を系統的，統合的，段階的に配置しています。すなわち，10のコース「歯科医学を学ぶための基礎」「歯科医師として求められる基本的な資質」「社会と歯学」「診察の基本」「全身管理」「口腔と顎顔面疾患の治療」「歯と歯周組織の治療」「歯質と歯の欠損治療」「小児歯科・矯正歯科治療」「スペシャルニーズデンティストリー」に含まれる科目群を3つのフェーズに分けて配置し（フェーズ1：第1・2学年，フェーズ2：第3・4学年，フェーズ3：第5・6学年），それぞれにマイルストーンを設けて，学生が主体的に学修できる螺旋型カリキュラムを編成しています（ページ15「カリキュラム」参照のこと）。

2. 学修内容及び学修方法

フェーズ1（第1・2学年）は教養科目及び基礎歯学の科目が配置されており，各科目の目的・目標に応じた方法で教育を実施します。第1学年前期では，歯学部での学修に必要な基礎的知識を講義と実習により確認しながら主体的な学修の定着を図るとともに，問題基盤型学修（Problem-Based Learning：PBL）で論理的な思考能力及び問題解決能力を育成します。また，第1学年後期に行われる歯科臨床早期見学実習では，医療人としての自覚と態度を涵養するとともに，歯学部で学修する内容と医療現場との関連性についての理解を深めます。第1学年後期から第2学年では，基礎歯学の科目を中心に講義と実習を行うことにより，臨床歯学を学ぶための基盤を形成します。フェーズ2（第3・4学年）は，主に臨床歯学の科目が配置されており，講義と臨床基礎実習を行うことにより基礎歯学を含めて知識と技能を統合させます。また，より専門性を高めた形でPBLやシミュレーション実習を実施することにより，臨床における問題解決能力の基礎を育成します。フェーズ3（第5・6学年）では，診療参加型臨床実習において，臨床実習生（歯学）として患者に対する診療を担当することにより歯科臨床能力を育成します。また，基礎系科目と臨床系科目を統合した総括講義を実施します。さらに，6年間の教育プログラムを通して医療人の基礎となるコミュニケーション能力，倫理観，プロフェッショナリズムに関する教育を実施します。

卒業時に修得しておくべき能力（コンピテンス、コンピテンシー）

日本大学歯学部では、次のとおり学生が卒業時に修得すべき主要な能力を8つのコンピテンスとして設定し、各コンピテンスには、それぞれ具体的な到達目標がコンピテンシー（観察可能な能力）として42項目設定されています。

1. 歯科医師としてのプロフェッショナリズム（対応する日本大学教育憲章：豊かな知識・教養に基づく高い倫理観）
歯科医師としての責務を理解し、患者中心の歯科医療に必要な倫理観を有する。
 - 1) 社会規範を理解し行動できる。
 - 2) 歯科医師としての責務を理解し行動できる。
 - 3) 歯科医師法及び関連法規・規範を遵守する。
 - 4) 患者の立場や価値観を尊重し、公正な医療を提供する。
2. グローバルマインド（対応する日本大学教育憲章：世界の現状を理解し、説明する力）
世界の歯科医療の現状を理解し、異なる価値観をもつ人と積極的にかかわり共生・協働できる。
 - 1) 世界の医療情報を収集し理解・説明できる。
 - 2) 国際社会で活躍できる言語能力を身につける。
3. リサーチマインド（対応する日本大学教育憲章：論理的・批判的思考力）
歯科医学・医療に必要な情報を論理的・批判的に思考し、生涯を通じてリサーチマインドをもち続けることができる。
 - 1) 歯科医学・医療に関わる研究の重要性を理解できる。
 - 2) 歯科医学・医療に関わる科学的情報を適切に収集できる。
 - 3) IT等も利用し情報を論理的・客観的・批判的に思考・分析できる。
 - 4) 知識と技能をアップデートすることができる。
4. 歯科医学及び関連領域の知識（対応する日本大学教育憲章：問題発見・解決力）
医歯一元論に基づく歯科医学、ならびに自然科学、人文科学の知識を身につけ、臨床、教育、研究に幅広く応用できる。
 - 1) 歯科医学を学ぶ上で必要な自然科学・人文科学の素養を身につける。
 - 2) 人体の発生、発達、成長、老化と死を説明できる。
 - 3) 人体の正常な構造と機能を説明できる。
 - 4) 疾病の発症メカニズムと病態を説明できる。
 - 5) 口腔・顎顔面領域の疾患の診断と治療を説明できる。
 - 6) 歯科医療に必要な材料、機器、ならびに薬物の特性と適切な取り扱い方法を説明できる。
 - 7) 疾病予防と健康増進について説明できる。
 - 8) 医療安全を説明できる。
 - 9) 社会保障制度について説明できる。
 - 10) 最新テクノロジーの医療への応用を説明できる。
5. 医療の実践（対応する日本大学教育憲章：挑戦力）
自主創造の基本理念に則り、最新の科学的根拠に基づく安全で効果的な患者中心の歯科医療を実践できる。

- 1) 患者やその家族に対して思いやりと敬意を示し、医療面接を適切に実施できる。
 - 2) 必要な診察と検査を選択し実施できる。
 - 3) 医療面接、診察及び検査結果に基づいて診断し、包括的な治療計画を立案できる。
 - 4) 患者やその家族に診断結果と治療計画を説明し、治療の同意を得ることができる。
 - 5) 高頻度治療の基本的臨床手技を実施できる。
 - 6) 適切な歯科保健指導を行い、患者の健康増進に貢献できる。
 - 7) 小児、高齢者、障害者、基礎疾患を有する者の身体、心理、社会的特性を理解し適切に対応できる。
 - 8) 診療録など歯科医療に必要な文書を適切に作成、管理ができる。
 - 9) 医療安全管理の基本概念と標準予防策を理解し、患者及び医療従事者にとって良質かつ安全な医療を提供できる。
 - 10) チーム医療、地域医療及び国際医療を理解し、携わることができる。
6. コミュニケーション（対応する日本大学教育憲章：コミュニケーション力）
 他者を理解し、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、歯科医療の場で適切にコミュニケーションをとることができる。
- 1) 患者と患者家族の立場を理解・尊重し、信頼関係を構築できる。
 - 2) 患者と患者家族に自分の考えを適切に伝えることができる。
 - 3) 医療従事者の立場を理解・尊重し、信頼関係を構築できる。
 - 4) 医療従事者に自分の考えを適切に伝えることができる。
7. 地域社会への貢献（対応する日本大学教育憲章：リーダーシップ・協働力）
 コミュニティの歯科保健・医療・福祉・介護の現状を理解し、多職種と連携しながら地域医療に貢献する準備ができる。
- 1) 歯科保健・医療・福祉・介護の現状と課題を説明できる。
 - 2) 歯科保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の役割と制度を説明できる。
 - 3) 多職種連携における歯科医師の果たす役割を理解し、チーム医療と地域医療に携わることができる。
 - 4) 災害医療について説明できる。
8. 生涯学習（対応する日本大学教育憲章：省察力）
 歯科医師としての責任と倫理を有し、謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高め続けることができる。
- 1) 口腔にとどまらず全身を見据えた新しい知識や技術を学修する必要性を理解できる。
 - 2) 患者中心の医療を実践するために知識、技能、態度を常に振り返り、それらを高め続けることができる。
 - 3) 患者に提供する医療の質を評価し、必要に応じて改善できる。
 - 4) 歯科医師としての責務を全うする能力を身につける。

アセスメント・ポリシー（3つのポリシーの達成状況，学修成果の評価指標）

日本大学歯学部は，学生の学修成果の達成状況を，アドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに照らして検証します。検証結果は，日本大学歯学部の現状把握と教育改革・改善ならびに学生への学修支援に活用します。

1. 教育課程（学部）のアセスメント・ポリシー

- 1) 日本大学歯学部が求める知識・技能及び態度が身についているか，それぞれに適した方法で多面的かつ総合的に検証・評価します。
- 2) 臨床実習生（歯学）として患者診療を担当できる能力が身についているか，歯学生共用試験である CBT (Computer Based Testing) 及び OSCE (Objective Structured Clinical Examination) を用いて総合的に検証・評価します。
- 3) 臨床研修開始時に必要な臨床能力が身についているか，歯学生診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post-CC PX : Post-Clinical Clerkship Performance Examination) を用いて総合的に検証・評価します。
- 4) ディプロマ・ポリシーに掲げた能力が身についているか，成績評価，単位修得状況及び卒業要件達成状況等を用いて多面的かつ総合的に検証します。

2. 科目ごとのアセスメント・ポリシー

シラバスで提示された学修目標に対する評価や学生授業評価等の結果から，科目ごとの学修成果の達成状況を検証します。なお，科目の成績評価は，筆記試験，口頭試験，実技試験，レポート，ポートフォリオ，観察記録及びルーブリックなど，科目の特性や到達目標などを踏まえて，教員がシラバスに明示した方法に沿って行います。

3. 各ポリシーの検証方法

	入学前・入学直後	在学中	卒業時・卒業後
	アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 ・入学前準備教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績 (成績評価点・GPA) ・総括試験1・2の成績 ・振り返り講義試験の成績 ・修得単位 ・CBT・OSCE ・Post-CC PX ・アセスメントテスト ・学生授業評価アンケート ・退学率，休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括試験3の成績 ・修得単位 ・歯科医師国家試験 ・卒業生アンケート ・学位授与率 ・修業年数
科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> ・各科目の成績（評価点） ・学生授業評価アンケート ・パフォーマンス評価 	

4. ディプロマ・ポリシーに関する具体的な評価方法

	評価方法	対象者	実施時期	対応するディプロマ・ポリシー								
				DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8	
教育課程レベル	歯科医師国家試験合格率	第6学年	卒業時	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学位授与率	第6学年	卒業時	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	Post-CC PX	第5学年	臨床実習終了時	○			○	○	○	○	○	○
	CBT	第4学年	第4学年終了時	○		○	○	○	○	○		
	OSCE	第4学年	第4学年終了時	○				○	○			
	アセスメントテスト	第1～6学年	第1学年：入学時 第2～6学年：4月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	総括試験の成績	第4・5・6学年	第4学年：年度末 第5・6学年：通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振り返り講義試験の成績	第2・3・4学年	学期末	○		○	○	○	○	○	○	
	各科目の成績	全学年	年度末	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	授業評価アンケート	全学年	学期末	○	○	○	○	○	○	○	○	○
科目レベル	各科目の成績	全学年	年度末	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	授業評価アンケート	全学年	学期末	○	○	○	○	○	○	○	○	○

入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学部では歯科医学を学ぶための基礎学力を有し、健康で多様性に富んだ資質を兼ね備えた人を求めています。学生同士が「切磋琢磨」して自己を認め合い、高め合うことで、歯科医療に求められるプロフェッショナルをとともに目指す意欲の高い人材の育成を行います。

- AP1 医学的歯学の理念に基づく知識・技能・態度を修得するための基礎学力と論理的思考力を有する人
- AP2 医療人となる目的意識と高い倫理観を有する人
- AP3 自主創造の気風に賛同し自己研鑽できる人
- AP4 自己の目標を実現する挑戦力を持ち努力できる人
- AP5 生涯にわたり学修意欲を持続し社会に貢献できる人

カリキュラム

カリキュラムの特徴

歯科医師国家試験や歯学生共用試験 CBT では、歯科医師として必要な基本的知識だけでなく、その知識をどのように活かすか、応用力が求められます。したがって、学生の皆さんが基本的な知識と柔軟な問題解決能力を修得できるよう、科目間のつながり（関連性や順次性）を意識したカリキュラム編成としています。また、日本大学歯学部として提供できる独自性のある科目群も配置されています。

本学部のカリキュラムの特長は以下の通りです。

1. 能力を修得するために複数のプロセスを準備したカリキュラム(様々な角度で繰り返し学修し、知識の定着につながるカリキュラム)
2. 順次性のある螺旋型カリキュラム(様々な段階で繰り返し学修し、知識の定着につながるカリキュラム)
3. 目指す歯科医師像を意識し、主体的な学修態度に転換できるカリキュラム
4. 論理的な思考能力及び問題解決能力を身に付けるカリキュラム
5. 医療人としての成熟に必要なカリキュラム
6. 歯科医師として必要な臨床能力を身に付けるカリキュラム
7. 歯科医療に求められる新たなニーズを盛り込んだカリキュラム

コースの特徴

- ・ **歯科医学を学ぶための基礎**：教養科目が配置されており、主体的に学修する習慣を身につけながら、歯科医学に必要な幅広い知識に触れます。歯科医学の理解につながるコースです。
- ・ **社会と歯学**：保健・医療・福祉・介護の場で、地域社会に貢献するための基礎を学ぶ科目群です。
- ・ **診察の基本**：画像診断や診察・検査などについて理解し、健康でない状態の原因を分析、判断する力を身につけるためのコースです。
- ・ **全身管理**：さまざまな疾患をもつ患者さんが安全に歯科治療を受けられるよう、全身管理に必要な幅広い知識を修得するコースです。
- ・ **口腔と顎顔面疾患の治療**：口腔だけでなく顎・顔面領域の疾患の診断・治療を行うために必要な知識や技能を網羅的に学修するコースです。
- ・ **歯と歯周組織の治療**：齲蝕や歯周病など、臨床で高頻度に遭遇する疾患とその対応を、基礎系科目の最新の知見も踏まえて幅広く学修するコースです。
- ・ **歯質と歯の欠損の治療**：歯を失うことによって低下した口腔機能を回復するために必要な知識や技能を、材料学も含めて系統立てて学修するコースです。
- ・ **小児歯科・矯正歯科治療**：歯の発育過程でのトラブルや不正咬合への対応など、一般歯科治療とは異なる視点で学びます。
- ・ **スペシャルニーズデンティストリー**：歯科治療にあたり特別な配慮が必要な患者さんについて理解し、個々の患者さんに適した対応を学ぶためのコースです。
- ・ **歯科医師として求められる基本的な資質**：医療人としての成熟に必要な科目や問題基盤型学修科目が配置されており、プロフェッショナリズムや問題解決能力の基礎を育みます。また、働き方の多様化が進む中での歯科医師としてのキャリアパス形成を考えるコースです。

学年横断的に10のコースを設置し、それぞれのコースに含まれる科目を系統的に学修することで、コース名に掲げた能力を修得できることを提示しています。各コースの概要は以下の通りです。

各コースに含まれる科目が掲げる教育目標（一般目標と到達目標）の詳細については、電子シラバスを確認してください。



総括講義について

第4学年後期に配置されている「総括講義1」では、第4学年前期までに学修した臨床科目と、これを支える基礎科目のつながりを再確認しながら知識の定着を図るための、第1～4学年の総復習講義であり、共用試験等での試問に対応するための学力の向上を目指します。引き続き、第5学年及び第6学年で行われる「総括講義2・3」では、様々な学修分野が集約化されており、学修を深化させるとともに、診療参加型臨床実習で学ぶ事項を融合することで、歯科医師国家試験に対応できるよう、知識を拡充します。

診療参加型臨床実習について

第5学年の通年で行われる診療参加型臨床実習では、学生の皆さんが診療チームに参加し、その一員として診療業務を担います。歯科医師としてのプロフェッショナリズムや知識、技能及び態度などの基本的な事項を身につけるだけでなく、医療現場で必要とされる思考法、対応力及び実践的な技能を養い、歯科医師としての能力を修得します。また、卒業認定がなされた学生には、歯科医師国家試験終了後に「アドバンスト診療参加型臨床実習」を選択科目として開講します。学生の皆さんが積極的に診療に参加することは、歯科医師臨床研修における学修効率の向上にもつながり、ひいては基本的な臨床能力を早期に修得することが可能となります。

臨床実習開始前の歯学生共用試験と臨床実習終了後の歯学生共用試験

歯科医師の資格をもたない学生の皆さんが患者さんの診療を行うためには、臨床実習に参加している学生が一定の能力を有することを社会に保証するための共通の評価基準が必要となります。そこで、臨床実習開始前に学生が備えているべき知識・技能及び態度を評価する試験として、第4学年後期に歯学生共用試験であるCBT及びPre-CC OSCEが行われます。一方、診療参加型臨床実習では、地域社会や患者さんの協力を得ながら、多くのことを学ばせてもらいます。そこで、診療参加型臨床実習を行なった学生が「歯学部を卒業させてよいと判断できる態度や技能を修得できているか」「卒業後の臨床研修を問題なく開始できる臨床能力を修得しているか」を測り、国民に対して、歯科医師としての資質を備えていることを証明する必要があります。このような背景のもとに行われる共用試験がPost-CC PXです。なお、評価方法などを含めた共用試験の詳細については、ページ36「歯学生共用試験」を参照してください。

学年別の授業科目と単位数

履修の方法は学年進級制によるため、各学年で履修する授業科目が定められています。各学年の授業科目とその単位数は、次の表のとおりです。なお、★印の授業科目は自由選択科目です（単位修得はできるが、卒業の要件に含まれません）。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとします。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができます。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

第1学年		第2学年		第3学年	
授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
物 理 学 1	2	衛 生 学 1	2	社 会 歯 科 学 1	2
物 理 学 2	2	衛 生 学 2	2	社 会 歯 科 学 2	1
化 学	5	歯 科 放 射 線 学 1	1	口 腔 内 科 学 1	1
生 物 学	5	生 理 学 2	2	口 腔 内 科 学 2	1
医 療 統 計 学	1	生 化 学 2	2	歯 科 放 射 線 学 2	2
デ ー タ サ イ エ ン ス	1	生 化 学 3	1	薬 理 学 2	4
生 理 学 1	3	薬 理 学 1	3	歯 科 麻 酔 学 1	1
生 化 学 1	1	解 剖 学 (筋)	1	病 理 学 2	2
解 剖 学 (骨)	1	解 剖 学 (内 臓)	1	口 腔 外 科 学 1	3
組 織 ・ 発 生 学	4	解 剖 学 (神 経)	1	保 存 修 復 学 1	2
歯 の 解 剖 学	2	解 剖 学 (脈 管 ・ 感 覚 器)	1	保 存 修 復 学 2	2
英 語 1	1	人 体 解 剖 学 実 習	2	歯 内 療 法 学 1	2
英 語 2	1	口 腔 組 織 学	3	歯 内 療 法 学 2	2
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 1	1	病 理 学 1	2	歯 周 病 学 1	2
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 2	1	感 染 症 免 疫 学 1	3	歯 周 病 学 2	2
自 主 創 造 の 基 礎	2	感 染 症 免 疫 学 2	3	冠 橋 義 歯 補 綴 学 1	2
★ 日 本 を 考 え る	2	歯 科 理 工 学 1	2	冠 橋 義 歯 補 綴 学 2	3
歯 科 医 学 入 門 1	1	歯 科 理 工 学 2	3	部 分 床 義 歯 補 綴 学 1	2
歯 科 臨 床 早 期 見 学 実 習	1	顎 口 腔 機 能 学	1	全 部 床 義 歯 補 綴 学 1	1
合 計	35 (37)	英 語 3	1	全 部 床 義 歯 補 綴 学 2	2
		プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ リ ズ ム と 行 動 科 学	1	高 齢 者 歯 科 学	1
		医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学	1	歯 科 臨 床 見 学 実 習	1
		合 計	39	★ 研 究 の 実 践	1
				合 計	41 (42)

第4学年		第5学年		第6学年	
授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
法 医 学	2	診 療 参 加 型 臨 床 実 習	20	総 括 講 義 3	15
診 査 診 断 学	1	隣 接 医 学 1	1	★アドバンスト診療参加型臨床実習	2
歯 科 麻 酔 学 2	1	隣 接 医 学 2	1	合 計	15 (17)
口 腔 外 科 学 2	3	隣 接 医 学 3	1		
口 腔 イ ン プ ラ ン ト 学	1	歯 科 治 療 の 多 様 化	1		
部 分 床 義 歯 補 綴 学 2	2	最 先 端 歯 科 医 療 学	1		
小 児 歯 科 学 1	2	生 涯 学 習 と キ ャ リ ア デ ザ イン	1		
小 児 歯 科 学 2	1	プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ リ ズ ム	1		
歯 科 矯 正 学	2	総 括 講 義 2	12		
歯 科 矯 正 学 実 習	1	合 計	39		
有 病 者 歯 科 学	1				
摂 食 機 能 療 法 学	1				
歯 科 医 学 入 門 2	1				
歯 科 臨 床 体 験 実 習	1				
総 括 講 義 1	7				
合 計	27				

コンピテンシーに対する各科目のパフォーマンスレベルマトリックスとマイルストーン

各科目のパフォーマンスレベルマトリックスとマイルストーンは、学生の皆さんが、学修によって身につけた自身の能力が現在どのレベルに達しているのか、また、次のレベルに進むには何が必要かを把握するためのロードマップとなります。コンピテンシー修得のための指針として活用してください。

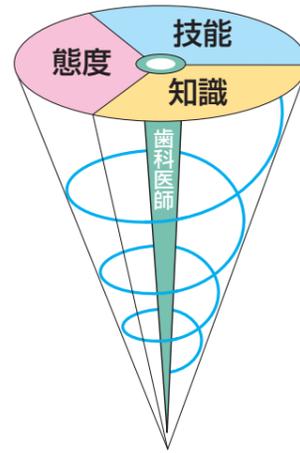
日本大学相互履修制度

日本大学では総合大学であることの特徴を活かし、学部の壁を越えた幅広い分野の学修を目的とする相互履修制度があります。本学部では、この制度を自己啓発のみならず専攻の異なる学生との知的交流の機会のひとつとして位置づけています。学部外の相互履修科目を受講するための時間を、第1学年（前期）に設けています。

コンピテンンス・コンピテンシーに対するマイルストーン

		フェーズ3 終了時 (卒業時)	フェーズ2 終了時	フェーズ1 終了時
コンピテンンス・コンピテンシー	歯科医師としてのプロフェッショナリズム	①社会規範を理解し行動できる。 ②歯科医師としての責務を理解し行動できる。 ③歯科医師法および関連法規・規範を遵守する。 ④患者の立場や価値観を尊重し、公正な医療を提供する。	①社会規範をもって行動することの意義を説明できる。 ②歯科医師としての責務をもって行動することの意義を説明できる。 ③歯科医師法および関連法規・規範を遵守する重要性を説明できる。 ④患者の立場や価値観を尊重することの重要性を説明できる。	①社会規範とは何かを説明できる。 ②歯科医師としての責務とは何かを説明できる。 ③歯科医師法および関連法規・規範を説明できる。 ④患者の立場や価値観について説明できる。
	グローバルマインド	①世界の医療情報を収集し理解・説明できる。 ②国際社会で活躍できる言語能力を身につける。	①医療情報を収集・活用する方法を説明できる。	①医療情報を活用する意義を説明できる。 ②国際社会で活躍できる言語能力を身につける意義と方法を説明できる。
	リサーチマインド	①歯科医学・医療に関わる研究の重要性を理解できる。 ②歯科医学・医療に関わる科学的情報を適切に収集できる。 ③IT等も利用し情報を論理的・客観的・批判的に思考・分析できる。 ④知識と技能をアップデートすることができる。	①歯科医学・医療に関わる研究の手法について簡単に説明できる。 ②歯科医学・医療に関わる科学的情報の収集方法を説明できる。 ③情報を論理的・客観的・批判的に思考・分析する方法を説明できる。 ④知識と技能をアップデートする方法を説明できる。	①歯科医学・医療に関わる研究とはどのようなものか説明できる。 ②科学的情報を収集し活用する意義を説明できる。 ③IT情報を論理的・客観的・批判的に思考・分析する意義を説明できる。 ④知識と技能をアップデートすることの意義を説明できる。
	歯科医学および関連領域の知識	①歯科医学を学ぶ上で必要な自然科学・人文科学の素養を身につける。 ②人体の発生、発達、成長、老化と死を説明できる。 ③人体の正常な構造と機能を説明できる。 ④疾病の発症メカニズムと病態を説明できる。 ⑤口腔・顎顔面領域の疾患の診断と治療を説明できる。 ⑥歯科医療に必要な材料、機器、ならびに薬物の特性と適切な取り扱い方法を説明できる。 ⑦疾病予防と健康増進について説明できる。 ⑧医療安全を説明できる。 ⑨社会保障制度について説明できる。 ⑩最新テクノロジーの医療への応用を説明できる。	①歯科医学と自然科学・人文科学の関連を説明できる。 ②人体の発生、発達、成長、老化と死を学問横断的に説明できる。 ③人体の正常な構造と機能を学問横断的に説明できる。 ④疾病の発症メカニズムと病態を学問横断的に説明できる。 ⑤口腔・顎顔面領域の疾患の診断に必要な項目を説明できる。 ⑥歯科医療に必要な薬物の特性と取り扱い方法を説明できる。 ⑦疾病の概念について説明できる。 ⑧医療安全の方策を説明できる。 ⑨社会保障制度の概要を説明できる。 ⑩歯科医療とテクノロジーの関係を説明できる。	①自然科学・人文科学とはどのようなものか説明できる。 ②人体の発生、発達、成長、老化と死を学問領域ごとに説明できる。 ③人体の正常な構造と機能を学問領域ごとに説明できる。 ④疾病の発症メカニズムと病態を学問領域ごとに説明できる。 ⑤口腔・顎顔面領域の疾患とは何か説明できる。 ⑥歯科医療に必要な材料、機器の特性を説明できる。 ⑦健康の概念について説明できる。 ⑧医療安全の目的を説明できる。 ⑨社会保障の目的を説明できる。 ⑩医療におけるテクノロジーの重要性を説明できる。
	医療の実践	①患者やその家族に対して思いやりと敬意を示し、医療面接を適切に実施できる。 ②必要な診察と検査を選択し実施できる。 ③医療面接、診察および検査結果に基づいて診断し、包括的な治療計画を立案できる。 ④患者やその家族に診断結果と治療計画を説明し、治療の同意を得ることができる。 ⑤高頻度治療の基本的臨床手技を実施できる。 ⑥適切な歯科保健指導を行い、患者の健康増進に貢献できる。 ⑦小児、高齢者、障害者、基礎疾患を有する者の身体、心理、社会的特性を理解し適切に対応できる。 ⑧診療録など歯科医療に必要な文書を適切に作成、管理ができる。 ⑨医療安全管理の基本概念と標準予防策を理解し、患者および医療従事者にとって良質かつ安全な医療を提供できる。 ⑩チーム医療、地域医療および国際医療を理解し、携わることができる。	①模擬患者に医療面接を実施できる。 ②歯科医療で必要な診察と検査を選択できる。 ③医療面接、診察に基づく検査結果を客観的に判断し、治療目標を設定できる。 ④模擬患者に診断結果と治療計画を説明できる。 ⑤高頻度治療の基本的臨床手技を模倣できる。 ⑥歯科保健指導の方法を説明できる。 ⑦小児、高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者の身体、心理、社会的特性とその対応を説明できる。 ⑧診療録など歯科医療に必要な文書について説明できる。 ⑨医療安全管理の基本概念と標準予防策を実施できる。 ⑩チーム医療および地域医療を説明できる。	①医療面接の環境を整えることができる。 ②医療における検査の重要性を説明できる。 ③事象を適切な方法で観察し、客観的に評価できる。 ④インフォームドコンセントの重要性を説明できる。 ⑤歯科治療の必要性について説明できる。 ⑥歯科保健指導について説明できる。 ⑦健康と身体、心理、社会的特性の関わりについて説明できる。 ⑧医療文書とはどのようなものか説明できる。 ⑨医療安全管理の重要性を説明できる。
	コミュニケーション	①患者と患者家族の立場を理解・尊重し、信頼関係を構築できる。 ②患者と患者家族に自分の考えを適切に伝えることができる。 ③医療従事者の立場を理解・尊重し、信頼関係を構築できる。 ④医療従事者に自分の考えを適切に伝えることができる。	①患者や患者家族と信頼関係を築くための方法を説明できる。 ②患者や患者家族とコミュニケーションする方法を説明できる。 ③医療従事者と信頼関係を築くための方法を説明できる。 ④医療従事者とコミュニケーションする方法を説明できる。	①患者や患者家族の立場を説明できる。 ②患者や患者家族とのコミュニケーションの重要性を説明できる。 ③医療従事者について説明できる。 ④医療従事者とのコミュニケーションの重要性を説明できる。
	地域社会への貢献	①歯科保健・医療・福祉・介護の現状と課題を説明できる。 ②歯科保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の役割と制度を説明できる。 ③多職種連携における歯科医師の果たす役割を理解し、チーム医療と地域医療に携わることができる。 ④災害医療について説明できる。	①歯科保健・医療・福祉・介護の現状を説明できる。 ②歯科保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の制度を説明できる。 ③多職種連携における歯科医師の役割を説明できる。 ④災害時における歯科医師の役割を説明できる。	①保健・医療・福祉・介護の現状を説明できる。 ②保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の制度を説明できる。 ③多職種連携とは何か説明できる。
生涯学習	①口腔にとどまらず全身を見据えた新しい知識や技術を学修する必要性を理解できる。 ②患者中心の医療を実践するために知識、技能、態度を常に振り返り、それらを高め続けることができる。 ③患者に提供する医療の質を評価し、必要に応じて改善できる。 ④歯科医師としての責務を全うする能力を身につける。			

履修系統図



【科目間の縦と横の連携】 例えば、むし歯や歯周病の治療の学びでは・・・

フェーズ3 (知識・技能・態度)	患者さんの治療を担当する (診療参加型臨床実習)
フェーズ2 (知識・技能・態度)	むし歯と歯周病の治療法を学ぶ (保存修復学・歯周病学) 治療に必要な態度を学ぶ (歯科臨床見学実習・歯科臨床体験実習)
フェーズ1 (主に知識・態度)	歯と歯周組織の基本を学ぶ (歯の解剖学・口腔組織学) むし歯と歯周病の原因を知る。(感染症免疫学) 患者さんとのコミュニケーションを学ぶ (医療コミュニケーション学)

フェーズ1 フェーズ2 フェーズ3

フェーズ1 歯科医学を学ぶための基盤を形成する
 教養科目及び基礎歯学の科目が配置されています。第1学年前期では、歯学部での学修に必要な基礎的知識を講義と実習により確認しながら主体的な学修の定着を図ります。また、問題基盤型学修(Problem-Based Learning:PBL)で理論的な思考能力及び問題解決能力を育成します。第1学年後期からは、基礎歯学の科目を中心とした講義と実習が始まり、臨床歯学を学ぶための基盤を形成します。

フェーズ2 問題解決能力を身に付け、臨床の知識・技能を体系的に修得する
 主に臨床歯学の科目が配置されており、講義と臨床基礎実習を行うことで基礎歯学を含めた知識と技能を統合させます。さらに、専門性を高めた形でPBLやシミュレーション実習を実施することにより、臨床における問題解決能力の基礎を育成します。また、第4学年前期までに学修した臨床科目と、これを支える基礎科目の繋がりを再確認しながら知識の定着を図るため「総括講義1」を実施し、共用試験等での試問に対応するための学力向上を目指します。

フェーズ3 診療参加型臨床実習を通して歯科臨床能力を高め、歯科医師国家試験に挑む
 診療参加型臨床実習において、**臨床実習生(歯学)**として患者に対する診療を担当することにより歯科臨床能力を育成します。また、さまざまな学修分野を集約化した「総括講義2・3」により、学修を深化させるとともに、複数分野を融合することで、歯科医師国家試験に対応できるよう、知識を拡充します。

1年	2年	3年	4年	5年	6年
<p>前期</p> <p>歯科医学を学ぶための基礎 教養科目が配置されており、主体的に学修する習慣を身につけながら、歯科医学に必要な幅広い知識に触れます。歯科医学の理解につながるコースです。</p> <p>物理学1 物理学2 化学 データサイエンス 生物学 医療統計学</p> <p>後期</p> <p>全身管理 さまざまな疾患をもつ患者さんが安全に歯科治療を受けられるよう、全身管理に必要な幅広い知識を修得するコースです。</p> <p>生理学1 生理学2 薬理学1 生化学1 生化学2 生化学3</p> <p>口腔と顎顔面疾患の治療 口腔だけでなく顎・顔面領域の疾患の診断・治療を行うために必要な知識や技能を網羅的に学修するコースです。</p> <p>解剖学(骨) 人体解剖学実習 組織・発生学 病理学1 歯の解剖学</p> <p>歯と歯周組織の治療 齲蝕や歯周病など、臨床で高頻度に遭遇する疾患とその対応を、基礎系科目の最新の知見も踏まえて幅広く学修するコースです。</p> <p>感染症免疫学1 感染症免疫学2</p> <p>歯質と歯の欠損治療 歯を失うことによって低下した口腔機能を回復するために必要な知識や技能を、材料学も含めて系統立てて学修するコースです。</p> <p>歯科理工学1 歯科理工学2 顎口腔機能学 冠橋義歯補綴学1 冠橋義歯補綴学2 全部床義歯補綴学1 全部床義歯補綴学2</p> <p>小児歯科・矯正歯科治療 歯の発育過程でのトラブルや不正咬合への対応など、一般歯科治療とは異なる視点で学ぶコースです。</p> <p>小児歯科学1 小児歯科学2 歯科矯正学1 歯科矯正学2</p> <p>スペシャルニーズデンティストリー 歯科治療にあたり特別な配慮が必要な患者さんについて理解し、個々の患者さんに適した対応を学ぶためのコースです。</p> <p>高齢者歯科学 有病者歯科学 摂食機能療法学</p>	<p>前期</p> <p>社会と歯学 保健・医療・福祉・介護の場で、地域社会に貢献するための基礎を学ぶコースです。</p> <p>衛生学1 衛生学2</p> <p>診察の基本 画像診断や診察・検査などについて理解し、健康でない状態の原因を分析、判断する力を身につけるためのコースです。</p> <p>歯科放射線学1</p> <p>口腔内科学1 口腔内科学2 歯科放射線学2</p> <p>薬理学2 歯科麻酔学1 歯科麻酔学2</p> <p>病理学2 口腔外科学1 口腔外科学2</p> <p>保存修復学1 保存修復学2 歯内療法学1 歯内療法学2 歯周病学1 歯周病学2</p> <p>口腔インプラント学 口腔インプラント学 部分床義歯補綴学2 部分床義歯補綴学2 全部床義歯補綴学2 全部床義歯補綴学2</p>	<p>前期</p> <p>社会歯科学1 社会歯科学2 法医学</p> <p>診査診断学</p>	<p>前期</p> <p>総括講義1</p>	<p>前後期</p> <p>診療参加型臨床実習</p> <p>Post-CC PX (診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験)</p> <p>総括講義2</p> <p>隣接医学1・2・3 歯科治療の多様化</p>	<p>前後期</p> <p>総括講義3</p> <p>歯科医師国家試験</p> <p>アドバンスト診療参加型臨床実習</p> <p>プロフェッショナリズム 最先端歯科医療学 生涯学習とキャリアデザイン</p>
<p>新カリキュラムの10コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歯科医学を学ぶための基礎 ● 社会と歯学 ● 診察の基本 ● 全身管理 ● 口腔と顎顔面疾患の治療 ● 歯と歯周組織の治療 ● 歯質と歯の欠損治療 ● 小児歯科・矯正歯科治療 ● スペシャルニーズデンティストリー ● 歯科医師として求められる基本的な資質 					
<p>歯科医師として求められる基本的な資質 医療人としての成熟に必要な科目や問題基盤型学修科目が配置されており、プロフェッショナリズムや問題解決能力の基礎を育みます。また、働き方の多様化が進む中での歯科医師としてのキャリアパス形成を考えるコースです。</p> <p>歯科医学入門1 歯科臨床早期見学実習 プロフェッショナリズムと行動科学 医療コミュニケーション学 歯科臨床見学実習 研究の実践(選択) 歯科医学入門2 歯科臨床体験実習</p> <p>英語1 英語2 英語3</p> <p>スポーツ健康科学1 スポーツ健康科学2</p> <p>自主創造の基礎 日本を考える(選択)</p>					

授 業

各学年は 15 週ずつの 2 学期に分かれています。授業は原則として講義、実習・実験・実技、演習の 3 通りのいずれかによる方法で、月曜日から金曜日までの週 5 日制で行われます。

授業時間割

○ 時限

授業時間は 1 時限を 50 分とし、以下のとおり 1 日 9 時限です。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限	8 時限	9 時限
9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
}	}	}	}	}	}	}	}	}
9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50

時限と時限の間の 10 分は休憩時間です。なお、2 時限以上を連続する科目では、休憩の時間は授業担当者の指示によります。

各授業科目の時間区分や、授業が行われる講義室・実習室の詳細については、該当する学年の授業時間割を確認してください。

授業時間割のポイント

○ Briefing と Weekly Summary について

毎週行われる Briefing（月曜日の 1 時限目）と Weekly Summary（金曜日の授業終了後）は、学生の皆さんと教員（クラス担任、学務委員、各科目担当教員等）の双方で、学修や学生生活の状況を「報告」「連絡」「相談」する大切な機会です。試験の日時・範囲や提出物の期限などの重要事項の相互確認や、学生行事に向けての話し合いも行われます。必ず参加しましょう。なお、前週講義試験（ページ 28「前週講義試験」参照のこと）終了後に Briefing が行われます。

○ 振り返り講義について

振り返り講義は、それまでに履修した科目の学修事項を定着させ、歯学生共用試験 CBT に対応できる学力を身につけるための講義です。

○ グループ学習について

授業時間割には「グループ学習」の時間が設けられています。仲間と日々の授業の予習・復習や試験勉強、あるいは授業で与えられたグループ課題への取り組みに充ててください。予習・復習や試験勉強におけるグループ学習のねらいは、協同する仲間の取り組み方や学修の視点、考え方を知り、自身の学修方法の改善に役立てることです。また、グループ学習の場で互いに教え合うことは知識をアウトプットする機会となり、より深い理解につながります。グループ学習と自らのペースで進める自己学習を上手く組み合わせ、第 1 学年時から主体的に学修するスタイルを身につけてください。これらグループ学習での取り組みにより、問題解決能力だけでなく、歯科医師に必要な協働力、コミュニケーション力、リーダーシップ、リサーチマインドが身につけていくことでしょう。

グループ学習では、講義室や図書館閲覧室、ラーニングコモンズが利用できます。学修方法に

ついでに相談や学修内容への質問をしたい時、グループ学習で問題解決に行き詰まった場合には、教員を積極的に活用しましょう。各科目のシラバスに記載されている各教員のオフィスアワーに訪問するか、メール等を利用して教員と連絡をとりましょう。

グループ学習など、学生主体の学修活動をけん引する学修向上委員会（学年によって名前が異なります）の設置を支援しています。この委員会は、学生主体の組織であり、学年間での連携が図られ、複数学年での共同勉強会なども企画されています。また、各学年に皆さんの学修状況を調査、分析、サポートをする教員（学務委員）が配置されています。学務委員は、学修向上委員会や学生一人一人と協力しながら、日々の勉強だけでなく、学年ごとの勉強会、共用試験や国家試験対策の企画・実施をサポートしていきます。

受講にあたって

授業は全出席が原則です。別項に記載されている通り、実習・実験・実技、演習科目で所定の内容が完了していない場合、定期試験を受験できなくなります。また、講義の欠席が多い場合、何らかの措置が行われる場合があります。詳細は当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会などで周知されます。

○ 受講上の心得

以下を怠った場合や順守しなかった場合、受講停止を含めた不利益を被る可能性がありますので、十分留意してください。

1. 授業前に必ずシラバスを確認し、受講の準備、予習を必ず行いましょう。実習・実験・実技科目は、シラバス・実習書等で当日の手順を確認しておきましょう。
2. 授業に関わる連絡は、メール配信（NU-MailG）や各学年の Google カレンダー、科目によっては Google クラブルームなどに掲載されますので、日ごろから確認するよう心がけましょう。
3. 学修や授業の受講を効率的に進めるためにも、日頃から体調の管理をするようにして下さい。
4. 講義室や実習室のある建物への入退館時等に学生証が必要になります。常に携帯し紛失しないようにしましょう（ページ 57「学生証」参照のこと）
5. 遅刻は全体の進行を妨げ、他者の学修の迷惑になるため厳禁です。
6. 受講の際には、教科書、筆記用具、実習器材に加え、情報端末（タブレット等）を携帯するようにしましょう。ただし、授業資料等の確認や指示のあった場合を除き、授業時間内における情報端末の利用は禁止します。
7. 授業中の私語は慎みましょう。スマートフォンはマナーモードに設定するか、電源を切っておきましょう。
8. 資料を複製して自分以外の第 3 者に渡すことは著作権を侵害し、違法となります。また、授業中や実習中の撮影・録音、授業動画のスクリーンショットは患者の個人情報保護、著作権の保護、周囲の履修学生への影響などの観点から、指示や許可があった場合を除いて禁止です。
9. 本学は附属歯科病院に隣接し、低学年時から病院での実習が行われます。服装、頭髮、爪など、歯学生として相応しい身なりを保つように常に注意を払いましょう。
10. 実習・実験科目では、特に指示のない限り、清潔な白衣を着用し、学年別実習バッジ（臨床実習生〈第 5 学年〉は ID）を装着してください。なお、実習バッジを紛失したときは、学生課（3号館 1階）で再交付します（有料）。
11. 実習・実験科目で使用する機器は、授業に合わせ精密に調整されています。使い方を理解した上で、慎重に操作しましょう。

12. 講義室や実習室は複数の学年が利用します。授業が終わったら、机上や実習室の清掃をしましょう。
13. 授業後は時間を置かずに復習し、わからない事はそのままにせず、積極的に教員に質問をしましょう。
14. 教科書や実習器材、情報端末、白衣は紛失しないよう個人の責任で管理してください。

授業、成績、勉強方法などの学業上の疑問や質問、不安がある場合には、学年主任、クラス担任及び学務委員の教員に遠慮せず相談しましょう。

○ 注意事項

以下の場合は、学則第 35 条および部則第 5 条に基づき、定期試験を受験できなくなります。

1. 実習・実験・実技、演習科目で所定の授業内容が完了していない場合
2. 手技及び成果物に対する成績評価表示が得られていない場合（一部授業科目のみ）

○ 禁止事項

以下の行為は、日本大学学則第 76 条及び 77 条に基づく懲戒の対象になることがあります。

1. 出席確認等における、虚偽の申告や代返、その他の悪質な行為
2. 入退館記録の不正
3. 学生証の貸借、偽造、故意による破損や紛失
4. 提出課題における虚偽、盗用、剽窃、代筆
5. 講義室、実習室、歯科病院の機器備品への故意による破損等
6. 学内情報※の不適切な取扱い（SNS 等への投稿や関係者以外への公開等）
7. 上記以外のアンプロフェッショナルな行為

※学内情報には、その情報の全体、一部に関わらず、授業の配布資料・動画・音声・リンク URL、試験問題・成績（本人の成績を含む）、大学施設・実習器材の映像、他の学生・患者・教職員の個人情報等を含みます。

シラバス（授業計画）

「シラバス」には、各教科の履修上の注意のほか、授業時間ごとの内容が説明されています。

記載の項目は、

- ① 担当教員
- ② 一般目標（GIO）・到達目標（SBOs）
- ③ 評価方法
- ④ オフィス・アワー
- ⑤ 授業の方法・実務経験
- ⑥ アクティブ・ラーニング
- ⑦ 教材（教科書、参考図書、プリント等）
- ⑧ コンピテンス・コンピテンシーと対応するディプロマ・ポリシー
- ⑨ 準備学習（予習・復習）
- ⑩ 準備学習時間
- ⑪ 全学年を通しての関連教科
- ⑫ 予定表
- ⑬ 注意事項

などです。

授業前に「シラバス」に目を通すことで、授業の目標・内容・身に付ける能力が明確となり、授業内容の理解に役立ちます。

シラバスは、Web シラバスとなっており、また、当該年度のシラバス（6 学年分）を一括閲覧できる iPad アプリも部内イントラネットで配布しています。

URL : <https://portal.dent.nihon-u.ac.jp/Syllabus/SyllabusGakuOut/Default.asp?isfirstdisplay=1>



休講（校）・変更

学校行事による休講（校）、授業担当者のやむを得ない理由による休講並びに授業日時の変更は、メール配信（NU-MailG）や各学年の Google カレンダー、科目によっては Google クラスルームなどで連絡されます。なお、急な変更が生じる場合もありますので、毎日確認するように心掛けましょう。

交通機関運休の場合の授業の取扱いについて

原則として、授業を実施することを前提としますが、休講の措置を講じる場合には、日本大学歯学部教務課サイト（google サイト）やメール等にてお知らせしますので、各自必ず確認してください。

なお、休講措置を講じる際の目安は、次のとおりとします。
（休講措置の目安）

台風や地震、大雪等の自然災害等により、次のいずれかの交通機関が当該区間で運休または運転見合わせをした場合には、以下の目安により授業を休講します。

交通機関及び区間：

JR 中央・総武線各駅停車（千葉～三鷹）、JR 中央線（東京～高尾）、JR 山手線

休 講 の 目 安：

午前7時の時点で運休の場合は、午前の授業（1～3時限）を休講とする。

なお、午前11時までに運休が解除されない場合は、午後の授業（4～9時限）も休講とする。

※休講とせずに授業を行った場合であっても自然災害等を理由に遅刻・欠席した学生を対象として補講・補完を行う等の対応を取りますので、その場合には、科目担当責任者へ申し出てください。

交通ストライキ時の取扱いについて

交通機関のストライキが行われた場合の授業の取扱いは、次のとおりです。

- 1) ストライキが予定されている当日の午前6時までにストライキが中止になっていた時は、当日の授業は、平常どおり行います。
- 2) 午前6時を過ぎてもストライキが行われている時は、当日の授業は臨時休講とします。
- 3) JR 東日本・東武・京成・東急・京王・小田急・西武・京浜急行・東京メトロ・都営地下鉄のうち一社でもストライキを行っている場合は、上記の取扱いとします。
- 4) ストライキが連続して行われた場合も、上記の取扱いとします。
- 5) 臨床実習については、特別の指示がない限り平常どおり行います。

欠席への対応

○ 授業を欠席する前の連絡

1. 欠席することが判明した時点で、科目担当責任者に速やかに欠席する旨とその理由をメールで連絡してください（欠席する授業の担当者が科目担当責任者と異なる場合には、その担当者にも事前・事後の連絡をしてください）。なお、科目担当責任者のメールアドレスはシラバスにて確認できます。
2. 下表のうち、届出に添付書類が必要な事例は、直ちに学生課にも連絡してください。
学生課メールアドレス：de.student@nihon-u.ac.jp

欠席理由	届出	添付書類
学校感染症 (学校保健安全法施行規則第18条；インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、風疹、麻疹、結核等)	欠席届	診断書
その他の疾病で1週間以上欠席した場合	欠席届	診断書
正課・課外教育中又は課外活動中に発生した傷害事故	欠席届	傷害事故報告書
配偶者又は三親等内の親族の死亡	忌引届	会葬礼状(原本)または死亡診断書(写し)

○ 授業を欠席した後の対応

1. 欠席理由の消失後、最初に登校した日に欠席届を学生課に提出してください。
2. 学生課で受付を済ませた欠席届を科目担当責任者に提出して必要な指示を受けてください。
3. 定期試験を欠席した場合、別途対応が定められています（ページ27「試験」参照のこと）。

急 病

授業時間中に、怪我をしたり身体の具合が悪くなったり、救急の措置が必要な場合には、授業担当者に申し出てください。また、授業時間以外のときには、学生課あるいは保健室（3号館1階）に申し出てください。

試

験

日本大学歯学部では、アセスメント・ポリシーに示した方法を用いて、科目ごとに学修成果の達成状況を評価します。とくに筆記試験を含め学内で行われる試験は、学生の皆さんの学力を適切に測ることに加えて、学生自身による学修状況の把握と主体的な学修を促すことを目的としています。筆記試験には、定期試験、定期試験に対する追試験、定期試験後の再試験、前週講義試験、振り返り講義試験及び総括試験があります。また、科目によっては平常試験も行われます。なお、各科目の最終成績における、前週講義試験、平常試験及び定期試験での評価の割合の詳細はシラバスに提示されています。

定期試験

定期試験での注意事項は下記の通りです。

1. 出題は授業内容の全範囲とします。
2. 定期試験を受験するためには、所定の実習等を完了していることが必要です。ただし、授業科目によっては、手技及び成果物に対する成績評価表示が得られている必要があります。
3. 定期試験の受験は必須です。受験を放棄した場合、当該科目に対する成績評価は得られず、履修未完了となる場合があります。
4. 試験問題に対する解説は行いません。
5. 試験を欠席する場合、欠席が判明した時点で教務課に速やかに連絡してください。

定期試験に対する追試験

本学部が追試験の対象と認める事由により定期試験が受験できなかった場合に限り行います。

〈追試験を認める事由〉

- ① 学校感染症
- ② 疾病又は傷害事故による入院又はこれに準ずる場合
- ③ 忌引（配偶者又は三親等内の親族の死亡）
- ④ その他、学務委員会が正当と認めた場合

定期試験に対する追試験での注意事項は下記の通りです。

1. 定期試験での注意事項に準じます。
2. 科目担当責任者が指定した日時で行います。なお、追試験に対する追試験は行いません。
3. 追試験の願い出は「試験欠席届・追試験受験願」を教務課に提出した後、科目担当責任者へ申し出てください。この際、欠席事由が正当であることを示す書類（診断書等）の添付が必要となります。
4. 最高 80 点で採点されます。

定期試験後の再試験

成績評価点（ページ 31「成績評価」参照のこと）が 60 点未満の授業科目について、該当者からの願い出に基づき学年末に行います。

再試験での注意事項は下記の通りです。

1. 定期試験での注意事項に準じます。
2. 再試験の受験を放棄した場合、進級判定及び単位認定の特例（ページ 79「部則第 10 条」参照のこと）は適用されません。
3. 再試験に対する追試験は行いません。
4. 再試験対象者発表後、定められた期限内に「再試験受験願」を教務課へ提出し、手続きするとともに、受験料（1 科目：1,000 円（令和 5 年度時点））を納入してください。
5. 成績評価点が最高 60 点で採点されます。

前週講義試験

学期内に履修する授業科目の前週の講義内容についての試験を、毎週月曜日 1 時限目に行います。

前週講義試験は、講義を集中して受講し、かつ復習すれば解答できる内容の試験であり、試験勉強が学修の習慣化のきっかけとなることを目的のひとつとしています。一夜漬けの学修では、出題が広範囲となる平常試験や定期試験に対応できませんし、歯科医師になるために必要な学力も身につけません（一夜漬けで学修した内容は、記憶が知識として完全に定着せず、1 日後には約 8 割を忘れてしまうとされています）。前週講義試験を目標に講義の復習をルーティン化することで、平常試験や定期試験に対して余裕を持って臨むことができるはずです。

前週講義試験での注意事項は下記の通りです。

1. 試験を実施しない週は、次週の試験に含めて行う場合があります。
2. 遅刻は理由の如何を問わず認めません。
3. 追試験及び再試験は行いません。
4. 試験問題に対する解説は各科目の授業内等で行います。

平常試験

平常試験が行われる科目があります。授業内容のまとめりごとにも実施される平常試験では、試験結果を振り返ることで理解不足の内容を早期に解決し、定期試験に向けての積み残しをなくすことに役立ちます。この習慣は、歯学部での 6 年間の学びにおいても有効といえます。すなわち、各学年に配置されている科目群の授業内容には順次性があるため、各学年に配置された科目の内容をしっかりと理解した上で進級していかなければ、その後の科目の内容についていけなくなるからです。

なお、試験は主に土曜日に行われます。詳細については当該科目のシラバスに提示されます。

平常試験での注意事項は下記の通りです。

1. 追試験は原則行いません。
2. 再試験は行いません。
3. 試験問題に対する解説は各科目の定めた日時・方法で行います。
4. 成績不良者に対する補講・補完が行われる場合がありますが、再評価は行いません。

振り返り講義試験

第2, 第3学年の前・後期及び第4学年の前期で, 振り返り講義試験が定期試験として行われます。振り返り講義試験は, 歯学生共用試験 CBT の主にタイプ A 問題に対応できる学力が身についているかを評価する試験です。なお, 振り返り講義試験の詳細は, 当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

総括試験

第4, 第5及び第6学年で, 総括試験1~3が行われます。総括試験1は, 歯学生共用試験 CBT に対応できる学力が, 総括試験2・3は, 歯科医師国家試験に対応できる学力が身についているかを評価する試験です。なお, 総括試験の詳細は, 当該年度のシラバスならびに別添資料として提示されます。

歯学生共用試験

臨床実習開始前の歯学生共用試験として, CBT 及び OSCE が第4学年末に行われます。また, 臨床実習終了後の歯学生共用試験として, Post-CC PX が第5学年後半及び終了時に行われます。歯学生共用試験を受験する学年では, これに合格していることが進級要件となります。なお, 歯学生共用試験の詳細は, 当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

試験受験上の注意事項

試験受験の際は次のことに注意してください。なお, 前週講義試験, 平常試験, 定期試験など試験の種類により注意事項が異なる場合があります。

1. 試験を受験する際は, 学生証が必要です。
2. 受験中は学生証を顔写真が見えるように机の上に提示してください。また, 教科書・参考書・ノートなどは見えないようにカバンなどにしまい, スマートフォン及びウェアラブル端末も含めて一切の電子デバイスは身につけないでください。机の上には必要な筆記用具(筆箱は除く)のみを置いてください。
3. 試験開始5分前までに入室していなかった場合, 監督者の判断で定刻での受験開始が認められないことがあります。試験開始5分前までに指定の座席に着席し, 静粛にして受験に備えてください。
4. 遅刻は認められません。ただし, やむを得ない理由がある場合は, 試験開始後20分以内であれば受験が認められる場合があります。
5. 学年番号・氏名など必要な事項の記入の無い答案用紙は, 無効となります。
6. 受験中の用具(鉛筆・消しゴム・その他)の貸借は認められません。
7. 受験中はすべて試験監督者の指示に従ってください。

学生証を忘れたとき

試験日に学生証を所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けてから試験場に入ってください。

仮受験票は当日のみ有効で、その発行は原則として1試験期間中に1回限りです。

不正行為について

受験中に不正と疑われるような行為があり、試験監督者の注意に応じないときは、不正行為とみなされます。不正行為者は即時受験を停止され、学則第76条および第77条に従い、懲戒（退学・停学・訓告）となります。原則として、当該学期に履修しているすべての教科の成績が無効となり、原級が確定します。

なお、成績評価（定期試験、平常試験、前週講義試験、小テスト、レポート課題等）に関する不正行為は全て、懲戒の対象となります。

成 績 評 価

各科目の成績の評価は、成績評価点あるいは成績評価表示で行われます。

成績評価点

成績評価点は科目の最終成績で、100点満点での評価点（小数点以下を切り捨てた値＝小数第1位を四捨五入しない）です。各科目の成績評価点の算出方法の詳細はシラバスに提示されています。

成績評価表示

成績評価表示は科目の最終成績を段階的に示したもので、成績評価が得られた場合にはS、A、B、Cのいずれかで表示されます。各科目の判定基準は、シラバスに提示されています。

当該学年の全授業科目による成績評価点の平均点

学年内に履修した科目の成績評価点の総和を、成績評価点を算出する科目数の総和で除して算出します。平均点は小数点以下を切り捨てた整数（小数第1位を四捨五入しない）です。

振り返り講義試験の成績評価

振り返り講義試験の判定基準は、当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

総括試験の成績評価

総括試験の判定基準は、当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

診療参加型臨床実習の成績評価

診療参加型臨床実習における成績評価の判定基準は、5年次カリキュラムガイダンスで周知されます。

歯学生共用試験の成績評価

第4学年で行われる歯学生共用試験 CBT、OSCE 及び第5学年で行われる Post-CC PX の判定基準は、当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

GPA (Grade Point Average)

各科目の評価に該当する係数を定め、次の計算式により GPA を算出します。この GPA は、各科目の成績評価とともに、累積された修得単位について計算され、成績証明書に記載されます。

係 数

各科目の評価に対する係数は、次のとおり定められています。

$$S = 4, \quad A = 3, \quad B = 2, \quad C = 1$$

計 算 式

$$\text{GPA} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}}{\textcircled{1}, \textcircled{2}, \textcircled{3}, \textcircled{4} \text{の修得単位数の合計}}$$

① = 4 × S の修得単位数, ② = 3 × A の修得単位数

③ = 2 × B の修得単位数, ④ = 1 × C の修得単位数

小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位を有効とします。

対象教科

原則として、進級あるいは卒業により認定されたすべての科目が対象になります。

ただし、次の授業科目や修得単位等は計算に含めません。

- 1) 日本を考える
- 2) 研究の実践
- 3) その他学則上に記載のない科目

進級・卒業・原級

日本大学歯学部は学年進級制を採用しており、本学部が定める進級判定及び単位認定要件に従って、各学年で設定されたすべての単位を修得する必要があります。

進級判定及び単位認定（「部則第9条」参照）

進級判定及び単位認定は、各授業科目の成績評価点・成績評価表示について、下記の1～3の各号のすべてに該当することを教授会で審議した上で、学部長が認定します。

1. 成績評価に成績評価点を用いる授業科目において、すべての科目が60点以上であること。
2. 成績評価に成績評価表示を用いる授業科目において、すべての必修科目でC評価以上であること。
3. 歯学生共用試験を受験する学年では、これに合格していること。

進級判定及び単位認定の特例（「部則第10条」参照）

進級判定及び単位認定の特例は、成績評価に成績評価点を用いる授業科目に60点未満のものがある学生のうち、下記の1, 2の各号のいずれにも該当する場合、教授会で審議した上で、学部長が認定します。

1. 成績評価に成績評価点を用いる授業科目において、50点未満の授業科目がないこと。
2. 当該学年の全授業科目による成績評価点の平均が60点以上であること。

再試験の受験を放棄した場合、もしくは振り返り講義の成績評価点が基準点未満（小数点以下を切り捨てた値＝小数第1位を四捨五入しない）であった場合ならびに当該年度のカリキュラムガイダンスで周知される内容に該当した場合、進級判定及び単位認定の特例は適用されません。

なお、特例で進級が認定された場合には、60点未満の授業科目に関しての補完を行います。この補完は、指定された日時で完了する必要があります。補完を完了出来なかった場合の詳細は、当該年度のカリキュラムガイダンスならびに説明会等で周知されます。

原級

部則第9条及び部則第10条に該当しない学生及び教授会の審議を経て学部長が進級・卒業するにふさわしくないと判定した学生は原級となります。

原級者の履修（「部則第11条」参照）

原級となった学生は、当該学年の全授業科目を履修しなければなりません。

卒業判定（「部則第12条」参照）

196単位以上を修得した学生について、教授会の審議を経て、学部長の内申により学長が卒業を決定します。卒業者には、学士（歯学）の学位が授与されます。

修業年限

1. 教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。
2. 本学部では、最低6年間修業しなくてはならない。
3. 休学期間は修業年数に算入しない。
4. 編入学した者については、最低5年間修業しなくてはならない。

在学年限（「学則第20条」参照）

1. 学生の身分を有することができる期間のことをいう。
2. 本学部では、最長で12年の在学年限を超えることができない。
3. 休学期間についても在学年数に算入する。
4. 編入学した者については、最長で11年を超えることができない。

同一学年における在学年限（「部則第2条」参照）

1. 本学部では、同一学年において最長で3年の在学年限を超えることができない。
2. 休学期間についても同一学年における在学年数に算入する。

休学（「学則第25条」参照）**○休学願**

病気その他やむを得ない理由により欠席が続く場合は、教務課に相談してください。なお、休学する場合は、保証人連署で「休学願」を教務課に提出してください。理由により診断書等の添付が必要となります。

原則として、入学年度は休学できません。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由に限り、認められる場合があります。

○休学期間

休学期間は1年を超えることはできませんが、やむを得ずさらに休学を必要とする場合には、再度願出することができます。

○復学

休学者の復学は、その学年の始めに限ります。復学する場合は、指定された期日までに保証人連署で「復学願」を教務課に提出し、許可を得る必要があります。

退学

病気その他の理由により退学しようとする場合は、学生証を添えて、保証人連署で「退学願」を教務課に提出してください（ページ75「学則第28条」参照のこと）。

除 籍

正当な理由なく長期間にわたって欠席した場合、あるいは学費の納入を怠った場合は、除籍となることがあります（ページ 75「学則第 30 条」参照のこと）。

再 入 学

本学部に原則として 1 年以上在学し 30 単位以上修得した者で、正当な理由で退学した者については、選考のうえ、再入学が認められることがあります。付帯条件として、人物及び在学中の成績が妥当で、退学前の在学年数を含めて 12 年以内に卒業の見込みがある場合に限ります。再入学の際の入学年次は、退学時の学年を原則としますが、退学時の修得単位数等の事情によっては前の学年となることがあります。

歯学生共用試験

歯科医師の資格のない歯学生が患者さんの協力を得て臨床実習を行うためには、臨床実習に参加できる知識、態度や技能を有しているかを事前に測定する必要があります。また、歯学生が診療参加型臨床実習を通じて身につけた臨床能力を測り、歯科医師としての資質を備えていることを保証することも必要です。このような背景のもと、全歯科大学・歯学部が参加して実施される全国统一試験が歯学生共用試験です。本学部では、臨床実習前の共用試験を第4学年末に実施します。また、臨床実習終了後の共用試験は、5年次診療参加型臨床実習後半及び終了時に実施します。

歯学生共用試験の概要

○ 臨床実習前の歯学生共用試験

診療参加型臨床実習前には、歯学生共用試験 CBT (Computer Based Testing) と歯学生共用試験臨床実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) があります。CBT 及び OSCE は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに示されている学生が卒業時までには修得すべき能力を、臨床実習開始前までの到達レベルで評価する試験です。知識の統合的な理解と問題解決能力などについては CBT で、歯科医師に求められる態度や基本的な診療技能については OSCE で評価することで、診療参加型臨床実習に必要な能力が備わっているかを客観的に測定します。CBT 及び OSCE は令和6年度より公的試験となり、これらの両方に合格した学生は、臨床実習において歯科医師の指導監督の下に臨床実習生（歯学）として歯科医業をすることが法律で認められます。

CBT では、基礎から臨床の各分野にわたる膨大な蓄積問題の中から、コンピュータがランダムに問題を抽出、出題し、受験者はモニター上に提示された問題に解答します。各受験者の試験結果は、IRT 標準スコア、IRT 標準スコア 6 段階評価及びテスト得点（素点）で通知されます。

OSCE では、受験者は決められた時間内で標準模擬患者やマネキンを用いた実技課題に取り組みます。受験者の試験準備の指標となるように、医療系大学間共用試験実施評価機構から、課題出題のためのガイドラインとして「歯学生 OSCE 学修受験ガイド」が公開されています。また、歯学生が診療参加型臨床実習に参加する際に必要な臨床能力は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて整理され、「診療参加型臨床実習に参加する学生に必要とされる技能と態度に関する学修・評価項目」として示されています。

本学部では、第4学年で履修するすべての科目で進級要件を満たしており、かつ総括試験1の評価点が基準点以上であることを、CBT 及び Pre-CC OSCE の受験要件としています。

○ 臨床実習終了後の歯学生共用試験

歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post-CC PX: Post-Clinical Clerkship Performance Examination) は、学生の皆さんが、臨床実習終了時に歯科医師に求められる基本的な態度及び治療技術を身につけていることを確認するための試験です。Post-CC PX では、臨床実地試験 (CPX: Clinical Practice Examination) と一斉技能試験 (CSX: Clinical Skill Examination) の2つの試験が行われます。CPX では、すべての診療行為に共通する評価項目を用いて、臨床現場における学生の態度やパフォーマンスを評価します。CSX では、診療参加型臨床実習を通じて学生が習得した基本的な治療技術を、歯科疾患を再現した模型を用いて、全国统一の基準によって評価します。なお、診療参加型臨床実習を通じて習得すべき臨床能力は、歯学

教育モデル・コア・カリキュラムに示されています。

○ **試験結果**

CBT 及び OSCE の両方に合格することが進級要件になるとともに、令和8年度以降の歯科医師国家試験の受験資格要件となります（ページ79「部則第9条」参照のこと）。また、Post-CC PX では、CPX 及び CSX の両方に合格することが、診療参加型臨床実習の修了要件の一部となります。

歯科医師臨床研修制度

平成 18 年 4 月 1 日から診療に従事しようとする歯科医師は、国が認めた研修施設において、所定の資格を得た指導歯科医の下で 1 年以上の臨床研修を行うことが義務化されています（ページ 83「歯科医師法第十六条の二～六」参照のこと）。

研修制度の目的

研修歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格を涵養し、総合的な歯科診療能力を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることを目的としています。

本学部の研修制度及び施設

本学部附属歯科病院の研修方式はすべて臨床研修施設群方式となっており、SCOP コース、R コースおよび CD コースの 3 つに分類されます。

SCOP コースは大学病院 3 か月－協力型臨床研修施設 9 か月の研修、R コースは協力型臨床研修施設 3 か月－大学病院 9 か月（保存科、補綴科、口腔外科をそれぞれ 3 か月ローテーション）の研修、CD コースは 12 か月大学病院における研修が主となり、協力型臨床研修施設では年間 30 日以内の研修を行います。本歯科病院には約 110 の協力型臨床研修施設が登録されています。研修歯科医の受け入れ人数は 140 名です。少人数グループでの充実した指導体制を目指した研修プログラムを展開しており、症例数や指導歯科医による指導時間が多いことが特徴です。

マッチング及び選考試験

歯科医師臨床研修マッチングプログラムは、歯科医師免許を取得して歯科医師臨床研修を受けようとする者と、歯学もしくは医学を履修する課程を置く大学に付属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院もしくは診療所（研修施設）の研修プログラムを、研修希望者及び研修施設の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従い、コンピュータにより組合せを決定するシステムです。

本学部歯科病院の選考試験では、書類審査と筆記試験の結果を総合的に評価し、希望順位を決定します。本学部生・卒業生の書類審査は、学部成績と生活態度を重視しています。学部成績には、学業成績に加え再試験の受験頻度や原級状況などが含まれます。また、生活態度は、授業態度をはじめとする出欠席状況、部活動、学内外における学校行事への参加状況、表彰歴などを総合的に評価します。

専任教員一覧

(令和6年4月現在)

人間科学系

医療人間科学

専任講師 上原 任
専任講師 三澤 麻衣子
専任講師 好士 亮介

外国語(英語)

准教授 田嶋 倫雄

健康科学

准教授 佐藤 紀子

基礎科学系

歯科医療情報管理学

物理学

教授 山岡 大
専任講師 鈴木 秀則

化学

教授 中野 善夫
専任講師 渡辺 孝康

生物学

教授 藤田 智史
助教 小林 理美

口腔科学系

解剖学Ⅰ

教授 高橋 富久
准教授 二宮 禎
准教授 藤原 恭子
専任講師 大橋 晶子

解剖学Ⅱ

教授 磯川 桂太郎
准教授 山崎 洋介
助手 湯口 眞紀

生理学

教授 篠田 雅路
准教授 林 良憲
専任講師 坪井 美行
専任講師 人見 涼露

生化学

教授 鈴木 直人
准教授 田邊 奈津子
准教授 津田 啓方
専任講師 山口 洋子

病理学

教授 浅野 正岳
助教 福井 怜
助教 角田 麻里子
助教 山本 安希子

感染症免疫学

教授 今井 健一
准教授 田村 宗明
准教授 神尾 宜昌
助教 岡崎 章悟

薬理学

教授 小林 真之
専任講師 山本 清文
専任講師 中谷 有香
助教 大橋 一徳

歯科理工学

教授 米山 隆之
准教授 小泉 寛恭
助教 平場 晴斗
助教 竹鼻 康輔

衛生学

教授 川戸 貴行
准教授 田中 秀樹
専任講師 中井 久美子
助教 尾崎 愛美

法医学

准教授 近藤 真啓
助教 岡野 雅春
助教 小方 彩乃

口腔外科学Ⅰ

専任講師 田中 孝佳
専任講師 佐藤 貴子
専任講師 篠塚 啓二
助教 草野 明美
助教 長崎 真希

口腔外科学Ⅱ

教授 米原 啓之
教授 清水 治
専任講師 生木 俊輔
助教 白土 博司
助教 古川 明彦
助教 玉川 崇皓
助教 小山 亮

口腔科学系 (つづき)

歯科保存学Ⅰ

教授 宮崎 真至
 准教授 黒川 弘康
 准教授 高見澤 俊樹
 准教授 陸田 明智
 助教 石井 亮
 助教 小森谷 康司
 助教 柴崎 翔

歯科保存学Ⅱ

教授 武市 収
 教授 林 誠
 准教授 清水 康平
 専任講師 勝呂 尚介
 助教 鈴木 裕介
 助教 安川 拓也
 助教 大原 絹代

歯科保存学Ⅲ

教授 佐藤 秀一
 准教授 菅野 直之
 准教授 吉沼 直人
 准教授 高山 忠裕
 専任講師 蓮池 聡
 助教 間中 総一郎
 助教 酒井 嶺

歯科補綴学Ⅰ

教授 飯沼 利光
 専任講師 池田 貴之
 専任講師 伊藤 智加
 専任講師 李 淳
 専任講師 浦田 健太郎
 専任講師 西尾 健介
 助教 岡田 真治

歯科補綴学Ⅱ

教授 萩原 芳幸
 准教授 月村 直樹
 専任講師 大谷 賢二
 専任講師 大山 哲生
 専任講師 秋田 大輔
 助教 安田 裕康

歯科補綴学Ⅲ

教授 小峰 太一
 助教 小本 順一
 助教 窪地 慶樹
 助教 高田 宏起
 助教 木谷 仁
 助教 岩崎 太郎
 助教 伊藤 太恵吾

歯科矯正学

教授 本吉 満
 准教授 中嶋 昭
 准教授 馬谷原 琴枝
 准教授 納村 泰弘
 専任講師 内田 靖紀
 助教 稲葉 瑞樹
 助教 深山 和香子

歯科放射線学

教授 新井 嘉則
 准教授 松本 邦史
 専任講師 江島 堅一郎
 専任講師 澤田 久仁彦
 助教 雨宮 俊彦
 助教 出澤 幸
 助教 工藤 圭紘

歯科麻酔学

教授 岡 俊一
 准教授 小柳 裕子
 助教 金子 啓介
 助教 梶原 美絵
 助教 横田 英子

小児歯科学

教授 菊入 崇
 専任講師 高森 一乗
 助教 石山 未紗
 助教 伊藤 寿典

口腔内科学

教授 野間 昇
 教授 岡田 明子
 専任講師 篠崎 貴弘
 助教 小笹 佳奈

摂食機能療法学

教授 米永 一理
 准教授 阿部 仁子
 准教授 中山 洵利
 助教 泉 真悠

歯科病院系

総合歯科学

准教授 紙本 篤
 専任講師 古地 美佳
 専任講師 関 啓介
 専任講師 竹内 義真

情 意 育 成 行 事

歯科医師としての将来を展望し、学ぶ意欲と目的意識を高めるため、歯学教育に関連する種々の行事を各学年で行います。授業科目の枠を超えた、これらの体験的な授業外教育によって、医療人に求められる豊かな人間性、高い倫理観、深い洞察力の育成を図ります。

○ オリエンテーション

入学直後の第1学年学生を対象に4月上旬と中旬にオリエンテーションが実施されます。上旬には、学務、学生生活及び課外活動等のガイダンスが行われ、本学で学修する上での必要な情報を得ることが出来ます。中旬のオリエンテーションは、日本大学の研修施設で実施され、ディスカッションなどグループ作業を通して、お互いをよく知り、理解し合う機会を持つことが出来ます。また、社会でのルールやマナーを意識し、歯科医師を目指す新たな自覚への契機となることが期待されます。

○ 解剖体追悼法要

第2学年後期に履修の「人体解剖学実習」では、毎年約30体のご献体を解剖し、人体の複雑な構造の理解に役立てています。

そこで、歯学教育のために尊いご遺体を捧げられた献体者のご冥福をお祈りするとともに、同意をいただいたご遺族の方々の志に感謝の念を捧げるために、毎年10月、歯学部長以下教職員と第2学年学生全員が参列して、築地本願寺において解剖体追悼法要が執り行われます。献体の意義を深く理解し、人の命の尊厳にふれ、謙虚な「良き歯科医師」となることを目指す自覚が涵養されます。

○ 実験動物慰霊祭

歯科医学の学習は、実験動物の尊い犠牲の上に成り立っています。動物の犠牲は、それを通して得られた成果が人類の健康と福祉に貢献する場合にのみ、やむをえないものとして容認されます。

毎年4月、両国の回向院にて、第2～4学年の各クラス代表者と教職員が参列して実験動物慰霊祭が催されます。犠牲となった実験動物への感謝の念と生命に対する畏敬の念を新たにする機会です。

○ 校外研修

対象は臨床実習が終了した第5学年学生で、原則として全員が参加します。

校外研修は、歯科器材等の開発・製作過程の見学等を行い、臨床実習とは異なる角度から歯科医療の一端に触れ、歯科医学に対する理解を一層深めることを目的として実施されています。

学生生活

本学部では、学生の企画・運営による多くの学生行事や課外活動が行われています。これらの行事や活動によって、学内だけでなく学外でも交友関係を広げ、豊かな人間関係の形成を図り、大学生活がより一層有意義なものになると思います。

充実した学生生活を送るためにも、学生生活についての詳細を確認しておきましょう。

学 生 行 事

球技大会・桜歯祭は、本学部の二大イベントです。積極的に参加しましょう。また、休暇中に開催される全日本歯科学学生総合体育大会（歯学体、オールデンタル）には体育会所属クラブ部員が多く参加し、活躍しています。

球技大会

新入生の歓迎及び教職員と学生相互の親睦を深めることを目的とした行事で、附属の専門学校との共催で行われます。本学部の教職員及び学生が一堂に集まる行事で、競技種目や企画は年度によって多少変わります。

桜 歯 祭

附属の歯科技工専門学校の駿技祭、歯科衛生専門学校の翔衛祭との共催で10月上旬に行われます。開催期間は2日間で、歯に関する展示、各文化部の展示・発表、模擬店なども行われます。

全日本歯科学学生総合体育大会（歯学体）

全国29校の国公私立の歯学部と歯科大学が加盟し、総勢約7千名もの学生が参加する大会です。本学部のほとんどの体育会所属クラブが参加しています。日々の練習もこの歯学体制覇を最大の目標にしています。冬期部門と夏期部門があり、冬期部門は12月下旬と3月中旬に、夏期部門は8月上旬に開催されます。

本学部は、過去9回の総合優勝（冬期部門と夏期部門の全競技成績の合計）を成し遂げています。

学 生 会

本会は、全学生及びクラブ協議会、球技大会・桜歯祭の各実行委員会など、学生の自主的活動の組織を機能的に統合するもので、学生による意思決定の最高機関として、学生生活の充実・向上を目指しています。学生会委員は各委員会の代表者であり、意見交換・討議、次年度の活動予定作成等のため、毎年秋にはリーダーズキャンプという集中討議に臨みます。

学年代表者会

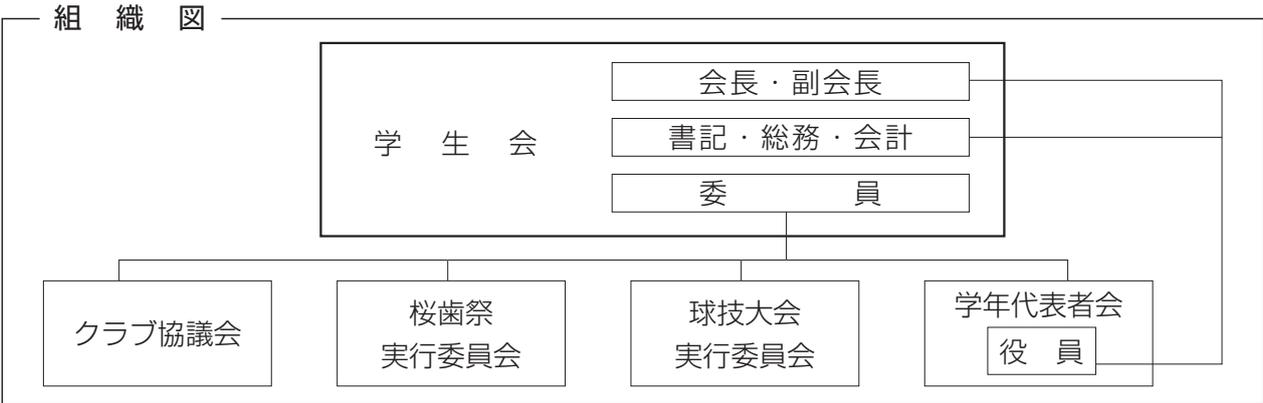
学年代表者は、各学年から選出される当該学年の代表者であり、第5・4学年学生から学生会役員が選出されます。学年代表者会で審議した事項が学生会に上申されます。

クラブ協議会

本学部が公認した体育会と文化会（総数 36 クラブ）は、クラブ協議会を組織し、規約を定めて自主的に運営しています。

各種実行委員会

- 球技大会実行委員会
第5学年学生を中心に組織され、各クラブと各学年からは運営委員や補助委員が選出されています。それぞれの委員は予算案の作成から大会の企画・設営・運営に至るまで総合的に役割を担っています。
- 桜歯祭実行委員会
企画・運営にあたるのは主に第4学年学生です。毎年メインテーマを掲げ、それに沿った企画が練られています。各クラブや各学年からも実行委員や補助委員が選出されます。



課 外 活 動

学生生活の中で、課外活動は正課の授業とは異なり、学生が自主的に行うもので、グループ活動による実践的な経験を通じて社会生活に必要な自立力、協調性、指導力及び創造力などを体得する場です。本学部では、課外活動を教育の一環としてとらえ、奨励・援助しています。学生のみなさんは、本大学の伝統と建学の精神を基に、秩序と責任のある課外活動を行うように心がけてください。

本学部の課外活動はクラブ活動が主体となっています。

本学部のクラブ

現在のクラブ・同好会数は、次ページの表に示すように体育会 25、文化会 11 の計 36 です。各クラブには教職員が顧問として配置されています。年 2 回開催されるクラブ顧問会議では、円滑なクラブ運営のための協議が行われています。

クラブの公認

次ページの表に掲載されている各クラブは、本学部の公認団体です。クラブとして存続するため、また、団体がクラブとして公認されるためには、満たされなければならないいくつかの要件があります。「日本大学歯学部のクラブ（部及び同好会）に関する要項」を参照してください。

クラブの入退部

クラブに入部する場合には所定の「入部届」をクラブに提出してください。また、退部する場合には「退部届」を学生課に提出してください。

課外活動中の事故

課外活動を行うときは、けがや事故のないように十分気をつけて行動してください。けがや事故が起きた場合は、直ちにクラブ顧問に連絡し、学生課に傷害事故報告書を取りに来てください。また、不測の事態に備えて「日本大学学生生徒総合保障制度」への加入を強く勧めております。

ク ラ ブ 一 覧

体 育 会

(令和6年4月1日現在)

	ク ラ ブ	顧 問	監 督
1	アイスホッケー部	松本邦史	工藤圭紘
2	アメリカンフットボール部	池田貴之	西尾健介
3	合気道部	武市収	佐藤貴子
4	空手道部	田中秀樹	清水康平
5	剣道部	勝呂尚	鳥居慶輔
6	硬式庭球部	大山哲生	安田裕康
7	硬式野球部	高山忠裕	稲永翔伍
8	ゴルフ部	伊藤智加	木谷仁
9	サーフィン部	黒川弘康	浦田健太郎
10	サッカー部	佐藤秀一	秋田大輔
11	自動車部	本吉満	有間英智
12	柔道部	浅野正岳	内山貴夫
13	水泳部	鈴木直人	上原任
14	スキー部	紙本篤	本田順一
15	ソフトテニス部	中野善夫	白土博司
16	卓球部	今井健一	岡崎章悟
17	日本拳法部	林誠	鈴木裕介
18	バスケットボール部	菅野直之	松井智行
19	バドミントン部	山岡大	上道一輝
20	バレーボール部	高見澤俊樹	及川大智
21	ボウリング部	佐藤紀子	峰田眞伍
22	ヨット部	宮崎真至	小森谷康司
23	洋弓部	近藤真啓	石井亮
24	ラグビー部	津田啓方	間中総一郎
25	陸上競技部	陸田明智	好土亮介

文 化 会

	ク ラ ブ	顧 問	監 督
1	奇術部	小峰太	篠塚啓二
2	軽音楽部	篠田雅路	古川明彦
3	茶道部	吉沼直人	中嶋昭
4	写真部	山崎洋介	須田駿一
5	生学部	藤田智史	山本清文
6	東洋医学研究部	古地美佳	三澤麻衣子
7	美術部	大谷賢二	澤田久仁彦
8	無線部	田中孝佳	篠崎貴弘
9	ワンダーフォーゲル部	坪井美行	神尾宜昌
10	ダンス同好会	渡辺孝康	—
11	釣り同好会	田村宗明	—

校舎・学内施設などの使用

校舎・学内施設などの利用の際には、みなさんと協力して、気持ちよく過ごせるように心掛けてください。

使用時間及び届け出

校舎・施設の使用時間は、原則として月曜日から土曜日の午前 8 時から午後 9 時までです。また、授業時間以外に講義室等を使用する場合は、学生課で空き状況を確認のうえ、「講堂等使用申込書」を教務課へ提出し、受付を済ませてください。受付済みの申込書は、学生課へ最終提出してください。

- 1) 「講堂等使用申込書」には、学年主任・クラス担任、クラブ顧問等の申込み責任者の認印が必要です。
- 2) 使用日の 3 日前までに提出してください。
- 3) 「講堂等使用申込書」は必ず携帯し、控の一部を使用する校舎の警備員に提出してください。

使用にあたって

- 1) 本学部では、患者さんや来客者への配慮から、学生による病院側エレベーター使用及び病院受付ロビーの通行は原則として禁止しています。災害時のエレベーター使用は特に危険です。
- 2) 火災予防に心掛け、日頃から避難経路、消火器設置場所を確認しておいてください。
- 3) 講義室・実習室等に私物（教科書類、白衣、クラブ使用用具）などを放置しないこと。残置物は処分します。附属設備などの公共物を大切に、5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）に努め、火気の使用は禁止です。なお、誤って器物を汚したり破損したときは、ただちに学生課に届け出てください。
- 4) 本学部の館内は全館禁煙です。決められた場所以外での喫煙はできません。

学生用ロッカー

各学生に、学生用ロッカーが貸与されます。ロッカーは本館地下 1 階の男女各更衣室内にあります。自己の責任において、実習器材等の保管などに利用してください。ロッカーの使用に際しては、次のことを守ってください。

- 1) 指定された番号のロッカーを使用し、勝手に交換したり、共同で使用しないでください。
- 2) ロッカーには必ず鍵をかけ、貴重品は厳重に管理してください。
- 3) 年度末には、ロッカー内の物はすべて持ち帰ってください。新年度には、改めてロッカーが貸与されます。
- 4) ロッカー付近での火気の使用は厳禁です。

部室並びに道場

部室は3号館地下2階に、道場は3号館地下3階にあります。また、地下2階にはウエイトルームが併設されています。

部室、道場及びウエイトルームの利用にあたっては、常に5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣化）を心掛け、次のことを守ってください。

- 1) 部室の鍵は、学生課で貸与しています。窓口閉室時間は、警備員に申し出て下さい。
- 2) ウエイトルームの使用時間は、平日7時～21時、土曜日7時～13時です。時間外の使用に際しては、あらかじめ学生課に届け出て許可を受けてください。
- 3) 授業時間中のウエイトルームの使用は禁止です。
- 4) 水分補給の為に飲料摂取は認められていますが、食事等は禁止されています。
- 5) 火気の使用は厳禁です。

健 康 管 理

健康な学生生活を送るためには「自己管理」が不可欠です。そのために、大学では、以下の援助を行っています。

定期健康診断

定期健康診断は、大学として毎年実施することが義務づけられています(学校保健安全法第13条)。病気の早期発見にもつながりますので、決められた期日に必ず受診してください。

健康相談（保健室）

病気による長期欠席、休学または中途退学などをできるだけ避けるため、日頃から健康に留意し、自己の健康管理に努めてください。もし、身体に異常があると感じたときは、保健室に相談してください。看護師が対応にあたっています。また、学校医も健康相談等に応じています。

場 所：3号館1階 ☎ 03-3219-8050

受付時間：平 日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00

学 校 医：月曜日の13：00から15：00まで保健室に在室しています。

精神科医 木曜日（第2, 4）15：00～17：00

病院受診

○ 被保険者証

受診する際は「被保険者証」を必ず用意しておいてください。

○ 紹介状（診療情報提供書）

一般病床数200床以上の病院を受診する場合、紹介状（診療情報提供書）がないと「初診時選定療養費」（5,000円前後）が自己負担になります。

その様な病院を受診する場合は、学校医が紹介状を作成しますので、保健室に問い合わせてください。

○ 歯科病院診療費の割引

日本大学歯学部附属歯科病院で診療を受けた場合、保険外診療費を減免する制度があります。詳細は学生課に問い合わせてください。

○ 校友会準会員診療費助成

健康保険を適用した保険診療負担金を校友会が助成します。詳細は学生課に問い合わせてください。

傷害事故の報告

本学に在籍する学生の正課・課外教育中または課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付制度があります。

けがや事故が起きた場合は直ちに担当教員やクラブ顧問に連絡し、学生課に傷害事故報告書を取りに来てください。

日本大学学生生徒総合保障制度

学内外での活動中における不測の事態や他人に損害を及ぼす事故を起こした際の補償に備えるため「日本大学学生生徒総合保障制度」への加入を強く勧めております。入学手続き時に案内をしていますのでご確認ください。

学年主任とクラス担任

学年主任並びにクラス担任は、みなさんが順調な学生生活を送ることができるよう教員と学生、学生相互間の交流を図り、クラス全体の学生生活と学修状況を把握するように努めています。

クラス全体の問題に関する相談に応じたり、球技大会やクラスの行事の企画などについてアドバイスを行い、学年代表者と連携して、有意義で楽しいクラス運営ができるように心掛けています。また、学年主任・クラス担任は、学生と積極的に交流し、学生一人ひとりに対して助言を与えるなどの役目も任っています。例えば、出欠席を含めた学修上の問題が生じたとき、家庭の事情や身体的理由からやむを得ず休学もしくは退学しなければならなくなったときや、クラブ活動などの課外活動で困ったことが起きたときなどには、自分ひとりで悩まずに学年主任またはクラス担任に相談してみてください。もちろん、これらの問題に関する保護者からの相談にも応じています。

学年主任やクラス担任を通して本学部からの連絡事項が学生や保証人に直接伝達されることもあります。

学生支援室

学生支援室では、みなさんが学生生活を過ごしていく上でのさまざまな問題について、学生の立場に立って相談に応じています。

例えば、勉学上、健康上、生活上のこと、家庭事情による悩み、対人関係、課外活動などの学生生活についての悩みや問題を、相談員と学生とが一緒に考え、その中から本人が自分自身の問題を知り、解決できるように援助しています。授業期間中は、相談員が交替で在室しています。試験期間や休暇中は学生課が窓口になっています。

相談事項に関しての個人のプライバシーは厳守されますので、安心して相談してください。保証人の方も利用することができます。

受付時間：月曜日 12:00～13:00 (担当 歯学部所属インテーカー)
火曜日 11:00～18:00 (担当 本部所属カウンセラー)
水～金曜日 10:00～17:00 (担当 本部所属カウンセラー)
場 所：3号館7階 (☎03-3219-8051)

なお、大学本部 (JR 市ヶ谷駅徒歩 2 分) においても、相談やカウンセラー (臨床心理士) によるカウンセリングを受けることができますので、本部学生支援センター (☎03-5275-8238 : 相談専用) まで問い合わせください。

(https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)



障がい学生支援（特別配慮支援）

障害者差別解消法の施行に伴い、日本大学では基本方針及びガイドラインを制定し、学生支援室を中心に教務課、学生課、教員等が連携して、障がい等のある学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活を送れるように様々な支援を行っています。支援の詳細は、学生支援窓口（学生課）にお問い合わせください。

○学生支援窓口（学生課）

場 所：3号階1階 学生課内

受付時間：月～金 9：00～17：00

土曜日 9：00～13：00

電 話：03-3219-8004

○障がい学生支援（特別配慮支援）の URL 及び QR コード

https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/



一 般 心 得

変更の届け出

入学時に提出した学籍簿は、学生の身分に関する事項が記載された原簿で、在学中はもちろんのこと卒業後も保管されます。

在学期間中に、① 本人または保証人の本籍・住所・氏名、② 保証人、③ 学費納入者のいずれかに関する事項に変更が生じた場合には、すみやかにその変更事項を学生課に届け出てください。

通 学

本学部は地理的に便利な場所に位置していますので、事故や駐車などのことを考え、公共交通機関を利用するように指導しています。自動車、バイク及び自転車等による通学は一切禁止しています。厳守してください。

通学定期券の購入区間は、現住所最寄駅から本学部最寄駅までの最も経済的な経路に限ります。

アルバイト

学生の本分は学業にあり、大学時代は学業に励める貴重な時期でもあります。アルバイトは、その必要があっても、学業、健康、健全な学生生活に差し障りが生じない最小限の範囲としてください。法令に違反する職種、危険を伴う職種、あるいは、医療系学部の学生としてふさわしくないと判断されかねない職種は避けるようにしましょう。

留学生在がアルバイトを希望する場合は、必ず学生課に相談してください。

貴重品の管理

貴重品やバッグ等の持ち物は、自己の責任において厳重に管理してください。

なお、学内で物を紛失したとき、または他人の遺失物を発見したときは、直ちに学生課に届け出てください。もし、不審な人物・行為や不審な物を見かけたら、直ちに警備員もしくは学生課に連絡してください。

防災の心得

万が一の地震や火災に備えて、皆さんが安全に行動できるように新入生オリエンテーションで配付している「防災のてびき」を必ず読んでおいてください。

「防災のてびき」は各自で携帯するようにしましょう。

交通安全

安全運転及び交通道德の遵守に努め、事故を起こさないように、また、事故に巻き込まれないように十分気をつけてください。

交通違反をすると、歯科医師国家試験の受験や歯科医師免許証の交付申請の際に問題になることがあります。免許証の発行が遅れて、臨床研修を行う上で支障を来すこともありますので、十分注意してください。

万一、交通事故を起こした場合あるいは交通違反をした場合には、ただちに学生課に届け出てください。違反は学則に照らし懲戒の対象となります。

飲酒運転の当事者または帮助者とならないよう十分注意してください。「飲んだら乗るな」の徹底を。

人権相談

セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント等の人権侵害にあつたら、ひとりで悩まないで人権相談オフィスに相談してください。相談は、問題解決への近道になります。

人権相談オフィス及び人権アドバイザーに関する詳しい案内は、学生課窓口に備えてあるリーフレットを参照してください。

人権相談オフィス

TEL 03-3221-2562 E-mail : jinken@nihon-u.ac.jp

情報管理

本学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。授業では、患者さんの写真など個人情報に関わるものが少なくありません。

本学部でも情報管理に関する授業がありますので、情報の安全な取り扱いを身につけましょう。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。

大麻や薬物

大麻や薬物及び「危険ドラッグ」等と称する商品の誘惑はみなさんの身近にあります。もし誘われても勇気をもってきっぱりと断りましょう。困った状況になったときはすぐ学年主任・クラス担任、学生課に相談してください。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）利用

LINE や X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、TikTok などの SNS が普及し、情報伝達手段の一つとしてたくさんの人に活用されています。SNS は、広く情報を発信し、多くの情報を入手できるという便利さがある反面、正しく設定して使用しないと仲間内だけの情報が誰にでも見られる状況になってしまったり、アカウントを悪用されてしまったり、自分自身だけでなく家族や友人・知人をも思わぬトラブルに巻き込んでしまうという危険な側面もあります。

SNS は公の場です。投稿された情報は不特定多数の人が目にします。ひとたび公開され拡散が始まってしまえば、その情報を取り消すのは極めて困難で多くの場合不可能です。関連する法令を遵守し、他者を尊重してください。投稿する内容に責任を持ち、自分自身のプライバシーの保護にも気をつけましょう。

販売や加入などの勧誘

学内で許可なく物品を販売することは禁じられています。不審な行為を見かけたら、学生課に連絡してください。通信販売の勧誘やキャッチセールスには十分注意し、慎重に対応してください。安易にアンケートなどに応じないことが大切です。また、カルト系の宗教・思想団体の勧誘は、サークル活動の勧誘あるいは偶然の出会いなどを装って忍び寄ります。安易に誘いにのらず、誘いのあったことを身内や友人の耳にも入れ、少しでも不審な時やトラブルが生じたら、すみやかに学年主任・クラス担任や学生課に連絡・相談してください。

喫煙

20 歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

千代田区生活環境条例により、本学部周辺の地域は、路上喫煙及びタバコのポイ捨て禁止地区になっています。また、館内は全館禁煙です。

健康増進法

健康の維持・増進を担う医療人を目指す者として、喫煙習慣そのものと縁を切ることが現在求められています。

飲酒

20 歳未満の飲酒及び 20 歳未満の者に飲酒をすすめることは法律で禁止されています。

飲酒は節度を持ち、他人に無理強いすること、また、「イッキ飲み」「飲み比べ」等の危険な飲酒も禁止します。もし、アルコール・ハラスメントの被害にあった場合は、学年主任・クラス担任、学生課、学生支援室（ページ 50 参照のこと）または人権相談オフィスに相談してください。

表彰制度

学業成績が優秀な学生，また学術・文化，体育，善行，その他の部門において著しく貢献した学生を讃え，表彰する制度があります。

表彰制度には，日本大学の表彰制度と本学部の表彰制度があり，受賞者は厳正な選考の上，教授会の議を経て決定されます。

以下の各表の人数は令和5年度の実績です。

日本大学の表彰制度

日本大学学長賞・優等賞等

6年間を通じて学業成績優秀にして品行方正な学生，また学術・文化，スポーツ，善行，その他の部門において著しく貢献した学生に対し，卒業時に選考の上，学長賞，優等賞，優秀賞が与えられます。

また，在学生には選考の上，奨励賞が与えられることがあります。

種別	部門	人数
学長賞	学業	1名
優等賞	学業	3名

(令和5年度実績)

本学部の表彰制度

日本大学部科校長賞（歯学部長賞）

6年間を通じて学業成績優秀にして品行方正な学生又は学術・文化、体育、善行、その他の部門において著しく貢献した学生（対象は個人）に対し、卒業時に選考の上、学部長賞が与えられます。

なお、受賞の基準は以下のとおりです。

○ **学業部門**：6年間を通じて学業成績が特に優秀にして品行方正な者

○ **学術・文化部門**

学術部門：学術大会、学術雑誌等で研究成果を発表し、学会賞を受賞又はそれに準ずる優れた成果を収めた者

文化部門：都道府県以上の大会・コンクール等で入賞・入選又はそれに準ずる成績を収めた者

○ **体育部門**

個人競技：都道府県大会以上の規模の大会等で入賞以上の成績を収めた者、歯学体で最高位、又はそれに準ずる優秀な成績を収めた者

団体競技：チームが都道府県大会以上の規模の大会等で入賞以上の成績を収めるに当たって最も貢献した者、歯学体で最高位又はそれに準ずる優秀な成績を収めるに当たって最も貢献した者

○ **善行部門**：社会の模範となる行為が公共団体、法人等から表彰された者

○ **その他部門**

学内の課外活動及び学生生活活動の推進に著しく貢献し、又、当該学年の学習意欲の向上に努め、歯学部の発展に功績が認められた者又は本学部の名誉を高揚した者

部 門	人 数
学 業	5 名
その他	5 名

(令和5年度実績)

証明書・届出書・願書

学 生 証

学生証は、本学部の学生であるという身分を証明するものです。常に携帯し、紛失しないように気を付けてください。また、学生証はICカードとなっており、本館入退館時の鍵となりますので、傷つけたり汚したりしないように心掛けてください。学生証の裏面に「学生証裏面学籍シール」が貼付されていない場合は無効となります。卒業または中途退学時には、教務課に返還してください。

学生証の発行

○ 学生証裏面学籍シール

学生証は入学時に発行され、卒業まで同一のものを使用します。裏面の「学生証裏面学籍シール」は、有効期限が1年間となっていますので、毎年4月に必ず学生課で交付を受け、張り替えてください。

現住所の変更などで「学生証裏面学籍シール」の交換が必要な場合は、ただちに学生課に申し出てください。

○ 学生番号

学生証に記載されている学生番号（7桁）は、本学部の学籍に登録されている番号を示しています。なお、実習等では当該年度に付与される学年番号（4桁）を使用します。

学生証の提示

学生証は、次のようなときに提示しなければなりません。

- 1) 試験を受けるとき（机の上に置く）
- 2) 各種証明書の手続きを行うとき
- 3) 施設・物品などを借用するとき
- 4) 本大学が提示を要求したとき
- 5) 通学定期券を購入するとき
- 6) 学割の利用に際し、鉄道及びその他の係員から要請があったとき
- 7) その他

学生証を紛失したとき

すみやかに学生課に届け出て、教務課に再発行を願い出てください。再発行の場合は有料となります。

記載事項に変更が生じたとき

記載事項（姓名、住所など）に変更が生じた場合は、直ちに必要書類を添え、保証人連署の上、学生課に届け出てください。

証明書・届出書

各種の証明書は、本人の申し出によって発行されます。証明書申し込みから発行まで原則3日かかりますので、余裕をもって申し込んでください。

手続き及び手数料

各種証明書を必要とする場合は、次の窓口で、申し込み用紙に各種証明書の手数料（証紙）を添えて申し込むと、交付されます。

なお、手数料の証紙は、証紙販売機で購入してください。証紙販売機は3号館1階に設置されています。

種 類	窓 口	手数料 (円)
在学証明書	教務課	100
成績証明書	//	200
卒業証明書	//	200
卒業見込証明書	//	100
修了証明書（大学院）	//	200
修了見込証明書（大学院）	//	100
英文証明書（オリジナル）	//	600
英文証明書（コピー）	//	200
学生証再発行	//	1,000
再試験受験料	//	1,000
学年別実習バッジ再交付	学生課	120
健康診断証明書	保健室	100

通学定期券の購入

通学定期券を購入する場合、経路確認された「学生証」が必要となりますので、学生課窓口で申し込んでください。

学 割

学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行枚数は、原則1回につき2枚までとなっています。帰省や旅行が必要なときは学生課で交付を受けてください。ただし、申し込みは、使用日の前日までに済ませてください。なお、紛失しても再発行されません。

使用上の注意事項が裏面に記載されていますので、使用する前に必ず読んでください。

海外渡航

短期語学研修、スポーツなどの海外遠征、卒業旅行や観光で海外に行く際には、届出が必要になります。出発前に「海外渡航届」を学生課に提出してください。

また、外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録を行っていただくことで、旅行先国の最新防犯情報や注意事項が電子メールで提供されます。旅行先国の日本大使館などが在留邦人に出す緊急一斉通報や最新の渡航情報もリアルタイムで受け取ることができます。

事務取扱時間

月曜日 ～ 金曜日 9：00 ～ 18：00 ※ 13：00 ～ 14：00 を除く
土曜日 9：00 ～ 12：00

なお、日曜・祝日、日本大学創立記念日及び夏季・冬季休業の一定期間は取り扱いません。

届出書・願書一覧

届け（願い）出る事項	窓 口	参 照 ページ
○定期試験に欠席し追試験を受けるとき		
・試験欠席届（病欠の場合は診断書添付・傷害事故の場合は、傷害事故報告書（写）を添付）	教務課	27
・追試験受験願	教務課	27
○届出事項に変更があったとき		
・本人または保証人の本籍・住所・氏名の変更	学生課	57
・保証人の変更	学生課	57
・学費納入者の変更	学生課	57
○学内施設等を利用するとき		
・学内の諸施設の使用届出書	学生課	46
・休・祭日及び時間外の学内諸施設の使用届出書	学生課	46
・歯科体育施設の使用申込み	学生課	72
・厚生施設使用申請書	学生課	71
○そ の 他		
・再試験受験願	教務課	28
・仮受験票の交付	教務課	30
・休学願・復学願	教務課	34
・退 学 願	教務課	34
・欠席届（提出先は科目担当責任者）	学生課	26
・忌 引 届	学生課	26
・歯科病院診療費割引申請書	学生課	48
・正課授業中、課外活動中の傷害事故報告及び給付金の申請	学生課	26
・校友会準会員診療費助成申請書	学生課	48
・建造物及び付属施設等を汚損・破損したときの届け	学生課	46
・校内における遺失物及び盗難の届け	学生課	52
・学生証紛失届	学生課	57
・学生証再発行願	教務課	57
・学生証裏面学籍シールの交付	学生課	57
・海外渡航届	学生課	59
・学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行願	学生課	58
・クラブ合宿及び学外行事を行うときの届け	学生課	82
・学費の分納許可願	会計課	61

学 費 等

学 費

学費には、入学金・授業料・施設設備資金及び教育充実料があります。

入学金は入学時のみ、授業料は卒業するまでの毎年次、施設設備資金は6年次まで、教育充実料は3年次まで納入することになっています。

なお、一度納入した学費はいかなる理由があっても返還されません。

納 入 額

各年次の学費の納入額は、次の表のとおりです。

(単位：円)

学 費	1 年次		2 年次・3 年次		4 年次～6 年次	
	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期
入 学 金	600,000	—	—	—	—	—
授 業 料	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000	1,750,000
施 設 設 備 資 金	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
教 育 充 実 料	800,000	800,000	300,000	300,000		
納 入 額 (合 計)	3,750,000	3,150,000	2,650,000	2,650,000	2,350,000	2,350,000

※その他の費用等については、次ページを参照願います。

納 入 方 法

学費は前学期・後学期の年2回に分けて納入することになっており、会計課から、前学期分は4月上旬、後学期分は9月上旬に納付者へ振込依頼書が送付されます。期限(前学期:4月末日,後学期:9月末日)までに提示した金額を納入してください。

期日までに、所定の学費を納めることが困難な場合は、保証人連署で「分納許可願」を納入期限までに会計課に提出し、許可を受けてください。詳細については、会計課に問い合わせてください。

滞 納

所定の期日までに学費を許可なく納入しなかった場合は、最終的には除籍となります。納入期限を厳守してください。

休学などの場合

休学期間中の学費については、関連規定の定めるところによります。

また、停学を命ぜられた場合は、その期間中でも学費を納入しなければなりません。原級(留年)となった場合も同様です。

なお、詳細については教務課もしくは会計課に問い合わせてください。

教科書・実習器材費

卒業するまでには学費以外にも教科書や実習器材の費用が必要です。これらの費用は年度によって多少の変更があります。

(令和5年度実績)

学 年	教科書費	実習器材費	合 計
1年	約 87,000円	約 58,000円	約 145,000円
2年	約 116,000円	約 113,000円	約 229,000円
3年	約 157,000円	約 312,000円	約 469,000円
4年	約 224,000円	約 423,000円	約 647,000円
5年	約 6,000円	約 25,000円	約 31,000円
6年	約 59,000円	—————	約 59,000円
合計	約 649,000円	約 931,000円	約 1,580,000円

※千円単位(四捨五入)

後援会費・校友会費(在学生・準会員)

歯学部後援会は、歯学部の学生がより充実した学生生活をおくることができるよう支援する組織です。

また、日本大学校友会は会員相互の親睦と福利の増進を図り、本学の興隆発展に寄与することを目的とした校友組織です。

入会金・会費(委託徴収)

後援会 入会金(入学時) 100,000円

会費(毎年次) 30,000円

校友会 会費(毎年次) 10,000円

※校友会正会員年会費10,000円を6年次の後学期学費納入時に徴収いたします。

学生への支援事業

○ 後援会

支援事業として、教育面では、奨学金の貸与(5学年以上)、国家試験費用の補助などを行っています。一方、学生生活面では球技大会や桜歯祭などの学校行事のほか、第1学年感染症抗体価検査、第4学年B型肝炎ワクチン予防接種、第5学年校外研修、卒業アルバムの制作、謝恩会、卒業記念パーティー、クラス懇親会及びクラブ活動などにも補助されています。また、歯学体で、上位入賞クラブに対して褒賞金が授与されています。

○ 校友会

日本大学学生への支援事業として、準会員診療費助成制度、校友会(奨学金付教育ローン)奨学生制度があります。

詳細については、学生課に問い合わせてください。

奨学金制度

奨学金制度には、次のようなものがあります。募集はそのつど掲示されますので、掲示に注意してください。また、その他、各種地方公共団体・民間育英奨学金制度・教育ローンがあります。なお、奨学金に関する詳細を知りたいときは、学生課に問い合わせてください。

以下の各表の給付・貸与額・人数は、令和5年度の実績です。

日本大学特待生（給付）

学業成績優秀にして品行方正な学生に対し、毎年度選考の上、特待生として、下記の甲種・乙種のうち、いずれかの奨学金が日本大学から与えられます。

種別	奨学金	人数	対象
甲種	授業料1年分相当額の半額及び 図書費12万円	1名	2年次～6年次
乙種	授業料1年分相当額の半額	4名	

(令和5年度実績)

日本大学創立130周年記念奨学金（第1種・第2種）（給付）

経済的理由により学費等の支弁が困難な学生に対し、選考の上、奨学金（給付）が与えられます。

種別	給付額	人数	対象
第2種（給付）	年額30万円	4名	1年次～6年次

(令和5年度実績)

※ 第1種（給付）については令和5年度実績なし

日本大学歯学部佐藤奨学金（給付）

本学部の創設者である佐藤運雄先生寄贈の基金によって、特に学業成績が優秀である学生、または課外活動において顕著な功績があった学生に対し、選考の上、日本大学歯学部から奨学金（給付）が与えられます。

種別	奨学金	人数	対象
給付	年額20万円	5名	2年次～6年次
	年額10万円	25名	

(令和5年度実績)

日本大学歯学部佐藤奨学金（貸与）

本学部の創設者である佐藤運雄先生寄贈の基金によって、天災または学費納入者の不慮の事故などにより、学費の納入が困難な学生に対し、その理由によって貸与します。

種 別	年 額	人 数	対 象
貸 与	授業料相当額以内	5 名	6 年次

(令和5年度実績)

日本大学歯学部同窓会奨学金（給付）

歯学部同窓会から、学業成績が優秀で人物が優れている学生、または課外活動において顕著な成果を収めた学生に対し、選考の上、奨学金（給付）が与えられます。

種 別	奨 学 金	人 数	対 象
給 付	年額 10 万円	1 名	2 年次～6 年次

(令和5年度実績)

日本学生支援機構（給付）

意欲と能力がありながら経済的理由により修学が困難な学生に対し、給付する制度です。

※詳細は学生課にお問い合わせ下さい。

日本学生支援機構奨学金（貸与）

学業・人物が優れ、経済的理由で修学が困難な学生に対し、選考の上、日本学生支援機構（旧日本育英会）が貸与する制度で、第一種・第二種奨学金の2種類があります。

種 別	月 額	人 数	対 象
第一種奨学金 貸与（無利子）	自宅通学者 2万円・3万円・4万円・又は5万4千円 自宅外通学者 2万円・3万円・4万円・5万円 又は6万4千円	63 名	1 年次～6 年次
第二種奨学金 貸与（有利子*）	2万円から12万円までの1万円単位の金額の中から選択 増額** 4万円		

(令和5年度実績)

* 利率固定方式と利率見直し方式により異なりますが、貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用されます。

** 12万円を選択の場合に限り希望により、4万円の増額が可能。

付属施設・付属機関

図 書 館

本学部の図書館は本館1階・地下1階にあります（入口は1階です）。学部生，専門学校生への学習支援と教職員への教育研究支援を目的として図書，雑誌などを収集し，各種サービスを行っています。

電子ブック，電子ジャーナルや学術情報検索用のデータベースを取り揃えており，インターネットを通して学外からもアクセスができます。

MyOPAC から，貸出資料の期限延長，予約，購入リクエストなどのオンラインによるサービスを利用できます。

他学部図書館の利用は，学生証を利用して入館や資料の貸出が可能です。

詳しくは，歯学部図書館のホームページをご覧ください。

図書館ホームページ



MyOPAC



利用案内

○ 開館時間

月曜日～金曜日 9:00～21:00

土曜日 9:00～18:00

開館時間を変更する場合があります。

○ 休館日

日曜日・祝祭日・日本大学創立記念日・その他大学により指定された日

開館時間の変更，臨時開館及び休館については，ホームページや案内掲示などでお知らせします。

○ 入退館方法

入館・退館の際は図書館ゲートに学生証をかざしてください。

学生証不携帯の場合は，カウンターにお申し出ください。

○ 注 意

●学生証の貸し借り及び資料の又貸しは禁止です。

●図書館内禁止事項

- ・携帯電話での通話
- ・飲食物の持ち込み（キャップ付き飲料は可）
- ・閲覧室の机に荷物を置いて占有すること
- ・荷物を置いたまま長時間離席すること
- ・指定場所以外での端末機器の充電

●返却期限を超過した場合は，延滞日数分の貸出停止となります。

●貸出資料の紛失，汚損は現物購入による弁償となります。速やかにお申し出ください。

○ 貸出

貸出資料と学生証をカウンターに提示してください。

○ 返却

開館中はカウンターへ、閉館時は本館ゲート入口の返却ボックスへ返却してください。

○ 冊数・期間

	一般貸出	期 間	一時貸出	期 間
学生・教職員	5 冊	2 週間	5 冊	当日
卒業生	3 冊	2 週間	×	×

未製本雑誌や禁帯出ラベルが付いた資料は一時貸出で対応します。

○ 貸出延長

貸出期間の延長は 1 回のみ、予約が無い場合に可能です。

オンラインでも延長ができます (MyOPAC)。

○ 貸出予約

希望する資料が貸出中の場合、予約をすることができます。

オンラインでも予約ができます (MyOPAC)。

○ 期限日前日メール, 督促メール

NU-MailG に通知メールが届きます。

図書館のサービス

○ 施設案内

【ラーニングcommons】

ディスカッションをしながら学習できます。椅子・机は可動式ですので、ご自由にお使いください。

利用目的	学習, 教育研究に関する目的に限る
利用方法	カウンターにて席利用を申し込み, 利用札を受け取る
利用時間	3 時間 (空席ありの場合延長可)
利用人数	1 グループ 10 名まで (11 名以上はカウンターで要予約)

* 飲食物の持ち込み禁止 (キャップ付き飲料は可)

【グループスタディルーム】

ディスカッションをしながら学習できます。各室にホワイトボードが設置されています。

利用目的	学習, 教育研究に関するディスカッションの目的に限る
利用方法	①要事前予約 (MyOPAC から予約, 利用日前日から予約可能) ②当日, カウンターにて利用札を受け取る
利用時間	2 時間 (空室ありの場合延長可)
利用人数	各室 3~8 名まで

* 飲食物の持ち込み禁止 (キャップ付き飲料は可)

○ 相談する（オンラインレファレンス）

図書館 HP > 「相談する」からアクセスしてください。

【文献入手の相談】

タイトルなど文献情報が分かっている図書，論文などについて，当館所蔵の有無及び入手方法をご案内します。

【文献検索の相談】

あるテーマについて，情報が必要な場合に検索のサポートをします。

【その他の相談】

図書館の施設利用，資料利用，情報入手について，相談を受け付けます。

【講習会】

情報探索法や各種データベースの利用法について，予約制の利用講習会を随時開催しています。

○ 文献検索性 PC

カウンター前に設置しています。電子資料も閲覧できます。

○ PC の貸出

カウンターにてノート PC を貸出しています。

○ 印 刷

文献検索性 PC と貸出用ノート PC から印刷できます。

印刷申込書に記入してください。

印刷の上限は 20 枚を目安としてください。

○ 複 写

図書館内の資料に限り複写できます。複写申込書に記入してください。

複写料金 白黒 1 枚 10 円，カラー 1 枚 30 円

（注）個人のノートやレポート等の複写は認めておりません。

※著作権法（第 31 条）で複写が許される範囲

1. 図書館所蔵資料であること
2. 著作物の一部分であること
3. 調査研究の目的であること
4. 一人につき一部であること

○ 購入リクエスト

学部内者の教育，学習に資する資料を対象として，1 回につき 3 冊以内でリクエストを受け付けています。希望する資料がある場合は，図書館ホームページから申し込んでください (MyOPAC)。

歯科病院

日本大学歯学部附属歯科病院は、う蝕、歯周病から顎、顔面等における疾患まで、一般歯科診療機関では対処に困難な症例あるいは特殊な治療を要する患者さんを広く受け入れ、先端歯科医療を実践し、社会に大いに貢献している総合歯科病院です。

病院組織は、診療部門、医療情報部門、医療技術部門そして事務部門から構成され、診療部門は専門診療部、診断部、特殊診療部、先進医療診療部、総合診療部、医療連携部及び教育診療部の8部門に大別されています。専門診療部には12の診療科、診断部には3つの診断科、特殊診療部には9つの診療科、先進医療診療部には先進医療診療科が設置されています。

治療施設は、特殊感染症の患者さんや障がいのある方々のための設備を備え、歯科用ユニット約140台、入院患者用ベッド24床等を有しています。

令和4年度の来院患者数は延べ18万人です。

診療日・時間

○ 診療受付時間

・初めて診察を受けられる方（初診）

月曜日～金曜日 9:00～15:00

土曜日 9:00～10:30

・2回目からの診察を受けられる方（再診、予約制）

月曜日～金曜日 9:00～16:30

土曜日 9:00～12:30

※ただし、急患はこの限りではありません。

日曜日、祝日、年末年始、その他本院が定めた日は、休診となります。

歯科医学教育への役割

本歯科病院は先端歯科医療を実践し、社会に貢献すると共に、歯学部学生、大学院生、臨床研修歯科医（研修医）に歯科医学教育を行う役割を担っています。

○ 歯科病院見学実習、臨床実習

第1学年では、授業科目「歯科臨床早期見学実習」で歯科病院見学実習が行われます。また、第5学年では、前・後期にわたる1年間の診療参加型臨床実習を本歯科病院の教育診療部で履修し、有能な一般歯科医師（GP：General Practitioner）となるための基礎教育を受けます。さまざまな治療のケーススタディに触れることで、医療技術はもちろんのこと、患者さんとのコミュニケーションを深めるなかで、GPとしての倫理観を養い、「患者さんの気持ちがわかる歯科医師」としての感性が磨かれます。

○ 臨床研修

卒業後には1年間の臨床研修が必修化されています。本歯科病院総合診療科において、研修歯科医として必要な診断・診療能力の基礎から応用までを学修できるよう教育プログラムが組まれています。

診療概要

口腔外科	外来診療では抜歯、歯槽骨整形、小帯切除、嚢胞、粘膜疾患、外傷等の処置、入院診療では顎顔面口腔領域の複雑な外傷、嚢胞、腫瘍、先天異常、顎変形症、睡眠外科、インプラント治療にかかわる骨移植等の処置を行います。
歯科麻酔科	手術室における口腔外科手術時の全身麻酔、外来における歯科治療時の静脈内鎮静等により全身管理を行います。また、小児・障がい児（者）の歯科治療時の全身管理や院内における緊急時の対応を行います。
歯科矯正科	不正咬合の患者さんに対し、良好な歯列及び咬合状態を構築する診療を行います。顎の変形を伴う場合には手術を併用した矯正治療を行います。
小児歯科	小児期において、う蝕治療をはじめ歯列や咬合の異常への対応など、総合的な歯科治療を行います。
保存修復科	う蝕を主とする硬組織疾患を治療し、歯の形態と機能を回復させ、これらの疾患が歯髄や歯周組織に波及することを予防します。
歯内療法科	う蝕を主とする硬組織疾患から罹患した歯髄や根尖周囲組織のための根管治療を主に行います。「X線 CT 画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除術」などの治療も受診できます。
歯周病科	歯周組織に起こるさまざまな病気を治療し、予防するとともに、先進医療を用いた積極的な歯周組織再生療法も行います。
総義歯補綴科	無歯顎の患者さんに対し総義歯による欠損修復治療を行います。さらに高齢者の口腔ケアなどにも積極的に対処します。
局部床義歯科	歯列部分欠損の患者さんに対し、義歯などの人工物（補綴装置）により欠損修復治療を行います。また、磁石を用いた義歯など先進的な治療方法も導入しています。
クラウン・ブリッジ科	歯の一部や歯そのものが欠損したところを、冠（クラウン）や固定式の義歯（ブリッジ）で修復します。審美的な補綴治療も行います。
摂食機能療法科	一生おいしく、楽しく、安全な食生活を営むために、口腔のリハビリテーションを、外来、訪問診療により行います。
口腔診断科	初めて受診された患者さんの口や顎の病気を診断するとともに、全身的な病気が口や顎の症状と関係していないか診断します。
歯科放射線科	顎顔面領域の歯や骨などに起こる硬組織疾患及び口腔内外の粘膜や筋などの軟組織疾患について、エックス線を中心とした種々の画像検査を行い診断します。
病理診断科	口や顎の病気、口腔がん等の細胞診断及び病理組織診断を行い、適切な治療に結び付けます。
心療歯科	ストレス等により口腔内に発現する疼痛をはじめとする諸症状に対する治療を行います。

診療概要

歯科インプラント科	歯列欠損の患者さんに対しインプラント（人工歯根）を利用して欠損修復治療を行います。
スポーツ歯科	スポーツにかかわる咬合の改善や外傷の予防（マウスガード）等、総合的に診療を行います。
歯科人間ドック科	口腔内の疾病を発見するとともに、一生自分の歯で健康に生活できるよう指導を行います。
顎顔面補綴科	腫瘍などで顎の骨や顔に生じた欠損を、人工物（顎顔面補綴装置）にて修復し、失われた機能や形態を回復するために、総合的に治療を行います。
ペインクリニック科	口腔組織に起因する顎顔面や頭頸部の痛み、全身の疾患によって生じる口腔顔面の痛みを診断し、コントロールします。
いびき対応科	いびきや睡眠時の無呼吸に悩まされている患者さんに、装置（スリープスプリント）を装着して、良質な睡眠をもたらす治療を行います。
顎関節症科	顎の痛み、開口障害等の患者さんに対し、これを回復し再発を防止する治療を行います。
予防歯科	歯周病やう蝕の予防として、刷掃指導及び歯石除去を行い、治療が終了した患者さんに対しても、再発を予防するために定期健診を行います。
先進医療診療科	先進医療科では、歯周外科治療の理想的な治療である歯周組織を再生させる歯周組織再生療法を行っています。

その他の診療部科の概要

○ 教育診療部

第1～5教育診療科で組織され、配属の教育診療医は総数約170名です。第5学年学生に対して、教育診療医が臨床現場でのチュートリアル教育を担当します。第5学年の1年間は、各教育診療科によって臨床実習が実施されます。臨床現場での問題解決型の学修を通じて、一般歯科医師に求められる知識、技能・態度の基礎を体験的に修得し、卒業後の歯科医療行為に備えた実践的な基盤が育成されます。

○ 総合診療部・総合診療科

歯科医師臨床研修の主な目的は、歯科医師免許取得後の歯科診療における知識・技術及び態度の実践的な修得です。本歯科病院での臨床研修は臨床研修群方式で、患者診療、セミナー、臨床症例検討、学術学会参加等からなります。

臨床研修の期間は1年であり、協力型臨床研修施設9か月または3か月を選択して残りを歯科病院で研修するプログラムと歯科病院研修12か月の研修プログラムがあります。さらに東京都の島しょ研修も行っています。

○ 医療情報部・医療情報科

本歯科病院の施設基準及び関係法規を管理し、業務の安全な効率化及び病院経営の適正化を行います。また、電子カルテによる医療情報の管理・保存及び個人情報の管理を行います。

○ 医療連携部・医療連携科

歯学部同窓会会員及び地域医療機関からの紹介患者の円滑な受け入れ体制を整え、支援しています。

厚生施設

休日や休暇中に利用できる厚生施設としては、日本大学本部管理の研修所があります。利用する場合は、利用日の10日前までに学生課に申し出て所定の手続きをしてください。

なお、寮の使用にあたっては、それぞれの寮の利用上の注意をよく守ってください。

日本大学本部管理の厚生施設

軽井沢研修所

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1052-1

TEL : 0267 (42) 2401

また、本大学にはこれ以外にも、各学部が管理しているセミナーハウス（日本大学厚生施設案内を参照）があります。それらの施設を利用したい場合には、まず利用できるか否かを本学部の学生課に問い合わせ確認の上、利用日の2週間前までに手続きをしてください。

学生寮

本大学には、大学の直営寮である6つ（首都圏）の学生寮（男子寮：松戸・町田・稲城、女子寮：赤堤・宮坂・東が丘）があります。地方から安心して本学にて勉学に励めるように生活環境を整えるのが最大の目的です。

入寮希望者は日本大学本部学生課まで申し出てください。

TEL : 03-5275-8425（月曜日～金曜日 10:00～16:00）

URL : https://www.nihon-u.ac.jp/nu_dormitory/

E-mail : honbu-gakusei@nihon-u.ac.jp

歯科体育施設

グラウンド・体育館などの歯科体育施設は千葉県松戸市にあり、松戸歯学部と共同で使用しています。

第1学年の「スポーツ健康科学1」は、これらの体育施設でも行われます。また、体育会（クラブ）の活動にも利用されています。

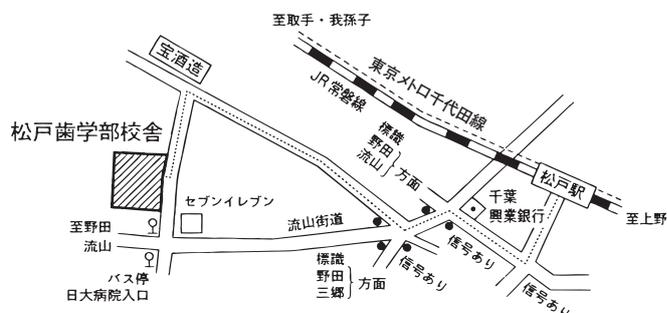
施設使用のための手続きについては、学生課に問い合わせてください。

歯科体育施設の定期使用

本学部の定期使用の優先日は、原則として水・金・土曜日で、日曜日は第1・第3・第5日曜日です。ただし、授業・大学行事及び大学が認めた公式競技会が優先されます。

所在地 千葉県松戸市栄町西2-870-1

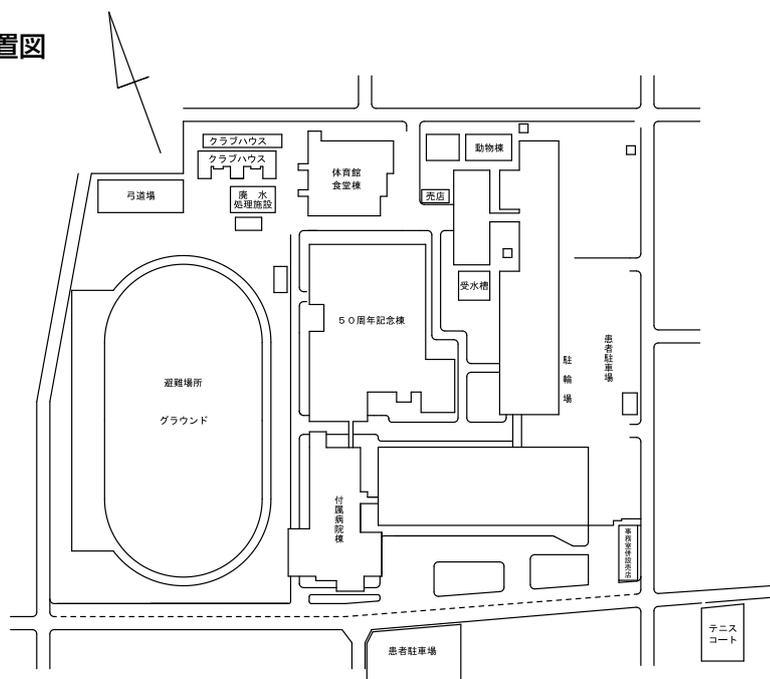
所在図



アクセス

JR常磐線・東京メトロ千代田線・新京成電鉄：
松戸駅西口2番バス乗り場（京成バス）
「日大歯科病院」行き「日大歯科病院」下車（約20分）

施設配置図



付属施設・付属機関

関係規則等

日本大学学則(抜粋)

第1章 総則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

(表省略・大学案内参照)

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別にこれを定める。

第5条 本大学各学部には教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集して、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規

定において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、議論・検討することを意味し、決定権を合意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第4節 学生定員

第12条 本大学学部の学生定員は、次のとおりである。
第一部

学部名	学科名	毎年入学定員	収容定員
歯学部	歯学科	130	780

(当該学部のみ記載。他は省略。)

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日(10月4日)
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転学・転籍・ 休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部に入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑥ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入學した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在學した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入學させることができる。
- 第18条 入學を志願する者は、各学部所定の手続によって願出するものとする。
- 第19条 入學の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入學手続を完了しなければならない。
- 第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。
- 2 在學年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。
 - 3 修業年限は、最低4年とし、在學年限は、8年とする。
 - 4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在學年限は、12年とする。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在學年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
 - 6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在學した者（これに準ずる文

部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入學した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入學とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入學することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在學した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入學する場合も編入學とする。

2 学部に編入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入學試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在學生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入學を許可することができる。

- ① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
 - ② 高等専門学校を卒業した者
 - ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - ④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - ⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
 - ⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在學し、編入學できる学部等が定める単位数を修得している者
- 3 編入學を願出する者については、学部等の所定の手続によって願出するものとする。
- 4 編入學の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 5 編入學の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 6 編入學の年次は、2年次又は3年次とする。
- 7 編入學者の在學年限は、許可された編入學年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在學年限から編入學年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 8 編入學者は、編入學年次の教育課程によって履修するものとする。
- 9 編入學者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入學者は、40単位、3年次編入學者は、70単位を基準とし、認定することができる。
- 10 通信教育部における編入學については、別に定める規程による。
- 第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。
- 2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。
 - 3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通學課程と通信教育課程の間を異動することをいう。

- ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。
- 4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。
- ① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの
 - ② 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。
- 9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。
- 11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。
- 12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。
- 第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。
- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、在学年数に算入する。
- 第27条 留學とは、本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。
- 2 留學の期間は、修業年数に算入する。
- 第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。
- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

- ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの
 - ③ 第30条に基づく除籍によるもの
 - ④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの
- 2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。
- 第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。
- 2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。
- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。
- ① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者
 - ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
 - ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。
- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げても許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
- 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。
- 第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
- ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。
 - ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。
(大学案内参照)

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。
- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
 - ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
 - ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることができなかった者のために行う試験のことをいう。
 - ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。
- 3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)、E(履修登録したが成績を示さなかったもの)をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average、以下「GPA」という)を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、

Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数(P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目(単位認定科目としてNと表示された科目を除く)とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

7 学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

歯学部 歯学

(当該学部のみ記入他は省略)

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 試験料・論文審査料・その他各種の手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を

納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別にこれを定める。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

学費の取扱いに関する要項（抜粋）

(趣旨)

第1条 この要項は、日本大学学則及び日本大学短期大学部学則に定める学費の取扱いについての必要事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要項で取り扱う学費は、入学金（転部料、転籍料を含む）、授業料、実験実習料、施設設備資金及び教育充実料とする。

(定義)

第3条 この要項でいう学籍に関する用語の定義は、学則に定めるところによる。

(授業料)

第5条 授業料は、当該学生の入学した年度の額として定めた額（学則別表2）を毎年度徴収する。

(施設設備資金)

第7条 施設設備資金は、当該学生の入学した年度の額として定めた額（学則別表2）を所定の額に達するまで毎年度徴収する。

2 前項における所定の額とは、施設設備資金の年額に最低修業年数を乗じて算出した額とする。

(教育充実料)

第8条 教育充実料は、医学部、歯学部及び松戸歯学部に限り徴収する。

2 教育充実料は、当該学生の入学した年度の額として定めた額を所定の年次（学則別表2）に徴収する。

(徴収方法)

第9条 授業料は、前学期及び後学期の2学期に区分し、年額の2分の1ずつを各学期に徴収する。その期限は、前学期分4月30日、後学期分9月30日とする。

2 実験実習料、施設設備資金及び教育充実料の徴収は、前項に準ずる。

(新入生の学費徴収の特例)

第10条 新入生の入学手続時の学費徴収は、前条にかかわらず入学手続要項に定めるところによる。

(9月卒業者の学費の特例)

第11条 9月卒業者の授業料その他所定の学費は、前学期分のみを徴収し、後学期分は徴収しない。

(分納)

第12条 日本大学学則第41条により分納を願い出る者は、各学期の納期限までに保証人連署の分納許可願（様式1）

- を提出して、許可を得なければならない。
- 2 学費の分納を認められた場合には、次のとおり徴収する。
 - ① 1回当たりの分納金額は、各学期に徴収すべき額の月割額を目途とする。
 - ② 第1回の分納金額は、分納許可日までに徴収する。
 - ③ 前学期分の最終分納期限は、9月30日とし、後学期分の最終分納期限は、翌年3月31日とする。
 - 3 分納を認められた者が、所定の期限までに納入しない場合は、最終納入時以降の分納許可を取り消す。

(休学期間中の学費の特例)

- 第13条 休学を許可された者の休学期間中の授業料その他所定の学費は、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
 - ② 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
 - ③ 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。
 - ④ 11月30日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- 2 前項の規定により学費を徴収されなかった者からは、学費を徴収されない学期ごとに、休学在籍料として6万円を徴収する。
 - 3 学費徴収後に休学を許可された者の当該学期分の学費

- は返還する。
- 4 休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還しない。

(復学者の学費)

- 第14条 復学者の授業料その他所定の学費は、当該学生の入学した年度の額として定めた額を第5条から第8条により徴収する。この場合において休学期間中徴収しなかった教育充実料は、第8条第2項に定めた年次を延長して徴収する。

(編入学者の学費)

- 第15条 編入学者の授業料その他所定の学費は、当該学生の編入学した年度の新1年生の額として定めた額を第5条から第8条に準じて徴収する。
- 2 前項にかかわらず、編入学者の実験実習料は、当該学生の同一学年に在学する学生と同一の額を第6条に準じて徴収する。
 - 3 編入学者の教育充実料は、当該学生の編入学した年度の新1年生の額として定めた各年次の額を合計した額とし、初年度は1年次から編入学した年次までの合計額を徴収し、次年度以降は第8条に準じて徴収する。
 - 4 編入学金は、当該学生の編入学した年度の入学金相当額を徴収する。
 - 5 編入学者の編入学手続時の学費徴収は、第9条にかかわらず編入学手続要項に定めるところによる。

歯学部部則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本学部は、日本大学の目的及び使命に則り、歯学の理論及びその応用を教授・研究し、併せて人格を陶冶して有為な歯科医師を養成することを目的とする。

第2章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

- 第2条 本学部の修業年限は最低6年とし、在学年限は12年を超えることができない。
- 2 編入学した者の修業年限は最低5年とし、在学年限は11年を超えることができない。
 - 3 前第1項及び第2項の同一学年における在学年限は3年を限度とする。
 - 4 転部した者については、別に定める「歯学部再入学に関する取扱」を準用する。

第3章 授業・試験・進級及び卒業

(授 業)

- 第3条 授業科目は必修科目及び選択科目からなり、授業は年間30週とする。

(定期試験)

- 第4条 定期試験はその学年内に履修した授業科目についてこれを行う。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を査定することができる。

- 第5条 定期試験を受験するためには、所定の実習等を完了していなければならない。ただし、授業科目によっては、手技及び成果物に対する成績評価表示が得られていなければならない。

(追試験)

- 第6条 本学部が追試験の対象と認める事由により定期試験が受験できなかった場合に限り、本人からの願い出により行う。

(再試験)

- 第7条 学期末の成績評価点が60点未満の授業科目について、該当者からの願い出に基づき再試験を行う場合がある。

(学年進級制)

- 第8条 本学部は、学年進級制を採用する。

(進級判定及び単位認定)

第9条 進級判定及び単位認定は、各授業科目の成績評価点・成績評価表示について、次の各号の全てに該当することを教授会で審議した上で、学部長が認定を行う。

- ① 成績評価に成績評価点を用いる授業科目において、全ての科目が60点以上であること。
- ② 成績評価に成績評価表示を用いる授業科目において、全ての必修科目でC評価以上であること。
- ③ 歯学系共用試験を受験する学年では、これに合格していること。

2 前項に該当しない者及び教授会の審議を経て学部長が進級・卒業するにふさわしくないと判定した者は原級に留める。

(進級判定及び単位認定の特例)

第10条 前条第1項第1号の授業科目に、60点未満のものがある者のうち、次のいずれにも該当する場合は、教授会で審議した上で、学部長が前条第1項第1号を満たしたと認定することができる。

- ① 成績評価に成績評価点を用いる授業科目において、50点未満の授業科目がないこと。
- ② 当該学年の全授業科目による成績評価点の平均が60点以上であること。

(原級者の履修)

第11条 第9条第2項によって原級とする者は、当該学年の全授業科目を履修しなければならない。

(卒業判定)

第12条 196単位以上を修得した者について、教授会の審議を経て、学部長の内申により学長が卒業を決定する。

第4章 委託生・研究生・聴講生及び外国人留学生

第13条 委託生・研究生・聴講生及び外国人留学生に関して、日本大学学則に規定しない事項については、別に定める。

第5章 奨学金

第14条 本学部学生で学業・人物ともに優秀な者には、次の奨学金を貸与、又は給付することができる。

- ① 日本大学特待生
- ② 日本大学創立130周年記念奨学金
- ③ 日本大学歯学部佐藤奨学金
- ④ 日本大学歯学部同窓会奨学金
- ⑤ その他奨学金

第6章 その他

第15条 本部則に規定しない事項については、日本大学学則による。

附 則

- 1 この部則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前入学者への第5条、第9条、第10条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、原級留置等により、令和5年度入学者のカリキュラムが適用となった者は、この部則を適用する。

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（抜粋）

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。ただし、日本大学競技部に所属する学生の競技中等に発生した傷害及び死亡事故等に対する給付金等については、別に定める。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故

- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に

対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。
- 3 前項の給付については、別に定める。
- 4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。
- 5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

- 第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。
- 2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

- 第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。
- 2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

- 第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

- 第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

- 第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。
- 2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

- 第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければな

らない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
 - ② 行事実施中の場合は当該責任者
 - ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
 - ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
 - ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者
- 2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

- 第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。
- ① 領収書又はそれに代わる証明書
 - ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
 - ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

- 第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。
- 2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 その他

(所 管)

- 第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事実施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

- 第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

- 第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

校舎施設使用要領

- 1 授業以外に学内の施設を使用する場合は、3日前までに教務課で予約をし、「講堂等使用申込書」に教務課で認印を受けた上、学生課に提出すること。
- 2 「講堂等使用申込書」には、必ずクラス担任又はクラブ顧問等の申込み責任者及び申込者の認印があるものとする。
- 3 「講堂等使用申込書」は、使用する際に必ず携帯し、当該校舎の警備員及び教務課に控の一部を提出すること。
- 4 施設の使用出来る時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時から午後9時までとする。
但し、上記時間以外に使用する場合は別に学生課に相談の上、「講堂等使用申込書」を提出し許可を受けること。
- 5 決められた場所以外での喫煙を禁止する。
- 6 施設等の使用にあたっては、清掃・整理整頓に努め、火気の使用は禁止する。なお、汚損・破損した場合には速やかに学生課へ届出ること。
- 7 患者さんや来客者への配慮から、学生のエレベーター使用及び病院受付ロビーの通行は、原則として禁止する。
- 8 3号館地下3階道場の使用については下記のとおりとする。
 - ① 定められた部屋を無断で変更してはならない。
 - ② クラブ部室の鍵は各々のクラブ主将が責任を持って管理し、複製の作成はしないこと。
 - ③ 特にクラブ部室の使用にあたっては前項を遵守すること。
 - ④ クラブ部室の使用時間は午前8時30分から午後9時までとする。但し、左記時間以外に使用する場合は学生課の許可を受け、「時間外入校許可願」を提出すること。
 - ⑤ 休日の使用については別途届出し上記事項を遵守すること。

(令和4年4月1日)

日本大学歯学部学生会に関する要項

- 第1条 本要項の目的は、学生の自主活動の重要性に鑑み、学生による意思決定の最高機関である日本大学歯学部学生会（以下、学生会）に対して、日本大学歯学部（以下、本学部）が援助、育成することにある。
- 第2条 学生会の推薦に基づき選出された学生会役員は、学生生活委員会の議を経て承認され、教授会へ報告されるものとする。
- 第3条 本学部は、学生会役員がその使命に反する行為を行ったとき、学生生活委員会の議を経て、謹慎または解任等を命ずることがある。
- 第4条 本学部に対して学生会から照会あるいは要望等があった場合には、すべて学生生活委員会が受理し、その内容に応じて関連する委員会に委託するものとする。
- 第5条 本学部は、学生会に対して補助金（本学部後援会からの補助金も含む）を支給する。
- 第6条 本学部は、学生会に対して以下の書類を学生課に提出させるように義務づける。
 - ① 学生会役員名簿
 - ② 学生会議事録
 - ③ 大学からの補助金（本学部後援会からの補助金を含む）、寄附金等の会計報告書および月別収支報告書
 - ④ その他本学部が必要と認めたもの
- 第7条 本学部は、学生会から第6条に定める書類の提出がないときには、補助金の支給を停止することがある。
- 第8条 本要項の改正は、学生生活委員会が審議し、教授会の議を経てこれを行う。

附 則 本要項は、平成14年4月1日から施行する。

日本大学歯学部クラブ（部及び同好会） に関する要項

第1条 本要項は、学生生活における課外活動の重要性に鑑み、本学部が学生のクラブ（部及び同好会）に対し、援助、育成することを目的とする。

第2条 本学部は、学生の課外活動の団体をクラブ協議会の推薦に基づき、学生生活委員会で諮った後、教授会の議を経て「部」又は「同好会」として公認する。

第3条 クラブは本学部の教授、准教授、専任講師、参事又は参事補である者を顧問として有し、次の要件を充たさなければならない。

- ① 「部」は3名以上の学生が所属し、定期的活動を行っている団体
- ② 「同好会」は3名以上の学生が所属し、1年以上定期的活動を行っている団体
- ③ 3年間定期的活動を行った「同好会」は、自動的に「部」へと昇格する。

第4条 以下の団体はクラブとして公認しない。

- ① 既存のクラブと同系の団体
- ② 他学部又は他大学と合同した団体

第5条 クラブ公認の時期は年度当初とし、その効力は当該年度内とする。

第6条 前年度公認されたクラブで、当年度公認要件を充たしていないものは、その事情により条件を付して公認することができる。

第7条 クラブは本学部学生課の指示に基づき、以下の書

類を同課に届け出なければならない。

- ① 主将及び顧問名
- ② 入部届
- ③ クラブ構成員名簿
- ④ 学部からの補助金に関する会計報告書
- ⑤ 年間活動予定表及びその報告書
- ⑥ 合宿及び対外試合等の届け出
- ⑦ 退部届
- ⑧ その他大学が必要と認めたもの

第8条 本学部で公認されたクラブでなければ、日本大学歯学部名を冠しての対外試合等の活動を認めない。

2 本学部で公認されたクラブでなければ、日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程の適用を受けることができない。

第9条 クラブは本学部から補助金を受けることができる。

2 補助金の額については、別に定める。

第10条 本学部は大学の名誉を傷つける行為、又は学生の本分に反する行為があったクラブに対し、（学生生活委員会で諮った後、教授会の議を経た上で）活動停止又は解散等を命ずることがある。

第11条 将来クラブとして公認されようとする団体は第3条②に示す「同好会」の要件を備えたうえで、クラブ協議会の承認を得なければならない。

附 則 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

歯科医師法（抜粋）

第一章 総 則

〔歯科医師の任務〕

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免 許

〔免 許〕

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

〔免許の絶対的欠格事由〕

第三条 未成年者には、免許を与えない。

〔免許の相対的欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

〔歯科医籍〕

第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

〔登録、免許証の交付及び届出〕

第六条 免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。

〔免許の取消、業務停止及び再免許〕

第七条 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の歯科医業の停止
- 三 免許の取消し

〔政令及び厚生労働省令への委任〕

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試 験

〔試験の内容〕

第九条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口く衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

〔試験の実施〕

第十条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

〔歯科医師国家試験の受験資格〕

第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

〔不正受験者の措置〕

第十五条 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

〔厚生労働省令への委任〕

第十六条 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第三章の二 臨床研修

〔臨床研修〕

第十六条の二 診療に従事しようとする歯科医師は、一年

以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適當であると認めに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生労働大臣が適當と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

〔研修医の義務〕

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなくてはならない。

〔臨床研修修了者の登録〕

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修修了登録証を交付する。

〔登録手数料〕

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

〔厚生労働省令への委任〕

第十六条の六 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 業 務

〔歯科医師でない者の歯科医業の禁止〕

第十七条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

〔名称の使用制限〕

第十八条 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

その他

歯学部電話番号一覧

03 - 3219 - 8 △△△ (ダイヤルイン)

FAX 3219 - 8310 (4号館：庶務課設置)
 3219 - 8312 (本館：管理課設置)
 3219 - 8314 (3号館：教務課設置)

室名	番号	室名	番号
庶務課	8001	口腔外科学Ⅰ研究室	8102
教務課	8002	口腔外科学Ⅱ研究室	8355
会計課	8003	歯科保存学Ⅰ研究室	8141
学生課	8004	歯科保存学Ⅱ研究室	8142
学生支援室	8051	歯科保存学Ⅲ研究室	8107
保健室	8050	歯科補綴学Ⅰ研究室	8143
管財課	8005	歯科補綴学Ⅱ研究室	8144
図書館事務課	8006	歯科補綴学Ⅲ研究室	8145
研究事務課	8060	歯科矯正学研究室	8105
夜間連絡先(本館警備)	8075	歯科放射線学研究室	8104
夜間連絡先(3号館警備)	8074	歯科麻酔学研究室	8140
管理課(庶務係)	8020	小児歯科学研究室	8106
管理課(医事係)	8022	口腔内科学研究室	8099
薬剤室	8100	摂食機能療法学研究室	8198
スタッフステーション	8033	総合診療科医局	8195
解剖学Ⅰ研究室	8120	医療人間科学研究室	8192
解剖学Ⅱ研究室	8121	外国語(英語)研究室	8160
生理学研究室	8122	健康科学研究室	8162
生化学研究室	8123	歯科医療情報管理学	8166
病理学研究室	8124	物理学研究室	8163
感染症免疫学研究室	8125	化学研究室	8164
薬理学研究室	8126	生物学研究室	8165
歯科理工学研究室	8127	歯科技工専門学校教員室	8009
衛生学研究室	8128	歯科衛生専門学校教員室	8008
法医学研究室	8129	専門学校事務室	8007
		同窓会事務室	8028

日本大学学部等一覧

本部 (日本大学会館)

〒102-8275 千代田区九段南4-8-24
☎03(5275)8110 (総務課)

法学部

〒101-8375 千代田区神田三崎町2-3-1
☎03(5275)8501 (庶務課)

文理学部

〒156-8550 世田谷区桜上水3-25-40
☎03(5317)9677 (庶務課)

経済学部

〒101-8360 千代田区神田三崎町1-3-2
☎03(3219)3301 (庶務課)

商学部

〒157-8570 世田谷区砧5-2-1
☎03(3749)6711 (庶務課)

芸術学部

〒176-8525 練馬区旭丘2-42-1
☎03(5995)8201 (庶務課)

国際関係学部

〒411-8555 三島市文教町2-31-145
☎055(980)0801 (庶務課)

危機管理学部

〒154-8513 世田谷区下馬3-34-1
☎03(6453)1600 (代表)

スポーツ科学部

〒154-8513 世田谷区下馬3-34-1
☎03(6453)1600 (代表)

理工学部

〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14
☎03(3259)0514 (庶務課)

(同船橋校舎)

〒274-8501 船橋市習志野台7-24-1
☎047(469)5330 (庶務課)

生産工学部

〒275-8575 習志野市泉町1-2-1
☎047(474)2201 (庶務課)

(同実務校舎)

〒275-8576 習志野市新栄2-11-1
☎047(474)2801 (事務課)

工学部

〒963-8642 郡山市田村町徳定字中河原1
☎024(956)8618 (庶務課)

医学部

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1
☎03(3972)8123 (庶務課)

歯学部

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13
☎03(3219)8001 (庶務課)

松戸歯学部

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
☎047(368)6111 (代表)

生物資源科学部

〒252-0880 藤沢市亀井野1866
☎0466(84)3800 (庶務課)

薬学部

〒274-8555 船橋市習志野台7-7-1
☎047(465)2111 (庶務課)

通信教育部

〒102-8005 千代田区九段南4-8-28
☎03(5275)8901 (庶務課)

日本大学病院

〒101-8309 千代田区神田駿河台1-6
☎03(3293)1711 (代表)

医学部附属板橋病院

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1
☎03(3972)8111 (代表)

歯学部附属歯科病院

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13
☎03(3219)8080 (案内)

松戸歯学部附属病院

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
☎047(360)7111 (案内)

歯科大学・歯学部一覧

北海道医療大学歯学部

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757
☎0133-23-1211

北海道大学歯学部

〒060-8586 札幌市北区北13条西7丁目
☎011-716-2111

岩手医科大学歯学部

〒020-8505 盛岡市中央通1-3-27
☎019-651-5111

東北大学歯学部

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町4-1
☎022-717-8244

奥羽大学歯学部

〒963-8611 郡山市富田町字三角堂31-1
☎024-932-8931

明海大学歯学部

〒350-0283 坂戸市けやき台1-1
☎049-285-5511

日本大学松戸歯学部

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1
☎047-368-6111

東京医科歯科大学歯学部

〒113-8510 文京区湯島1-5-45
☎03-3813-6111

東京歯科大学

〒101-0061 千代田区神田三崎町2-9-18
☎03-6380-9001

日本歯科大学生命歯学部

〒102-8159 千代田区富士見1-9-20
☎03-3261-8311

昭和大学歯学部

〒142-8555 品川区旗の台1-5-8
☎03-3784-8022

神奈川歯科大学

〒238-8580 横須賀市稲岡町82
☎046-822-8751

鶴見大学歯学部

〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3
☎045-581-1001

新潟大学歯学部

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2-5274
☎025-223-6161

日本歯科大学新潟生命歯学部

〒951-8580 新潟市中央区浜浦町1-8
☎025-267-1500

松本歯科大学

〒399-0781 塩尻市広丘郷原1780
☎0263-52-3100

朝日大学歯学部

〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積1851-1
☎058-329-1072

愛知学院大学歯学部

〒464-8650 名古屋市長種区楠元町1-100
☎052-751-2561

大阪歯科大学歯学部

〒573-1121 枚方市楠葉花園町8-1
☎072-864-3111

大阪大学歯学部

〒565-0871 吹田市山田丘1-8
☎06-6879-5111

岡山大学歯学部

〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
☎086-223-7151

広島大学歯学部

〒734-8553 広島市南区霞1-2-3
☎082-257-5604

徳島大学歯学部

〒770-8504 徳島市蔵本町3-18-15
☎088-633-9100

九州歯科大学

〒803-8580 北九州市小倉北区真鶴2-6-1
☎093-582-1131

九州大学歯学部

〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1
☎092-641-1151

福岡歯科大学

〒814-0193 福岡市早良区田村2-15-1
☎092-801-0411

長崎大学歯学部

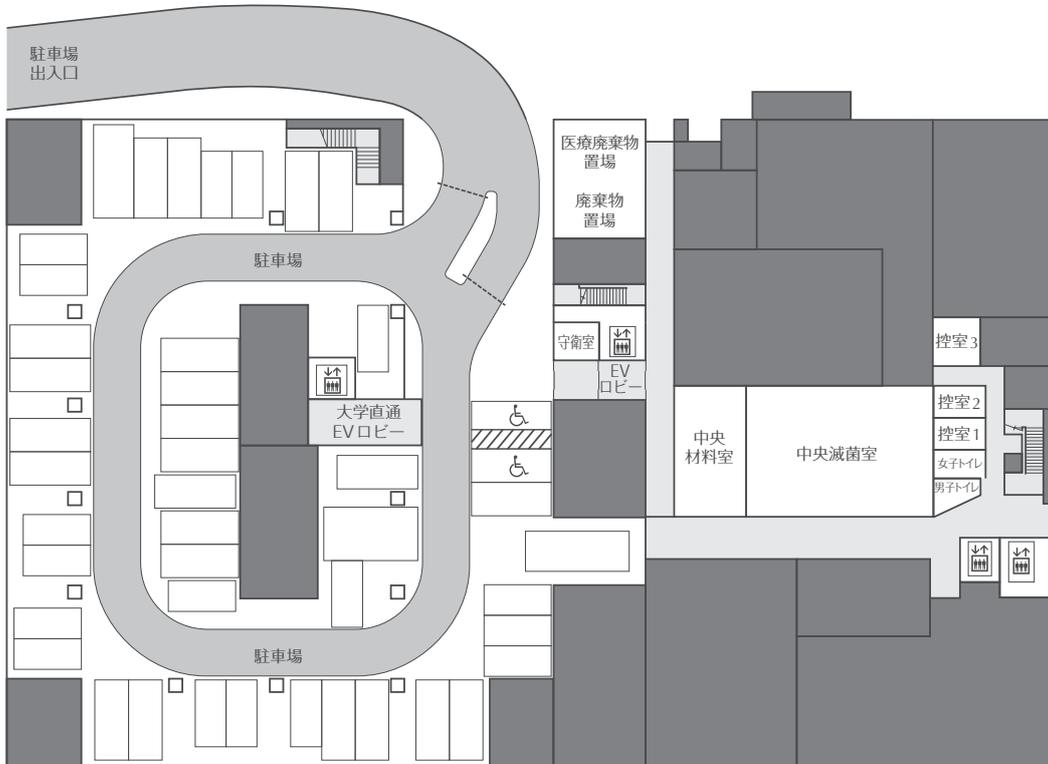
〒852-8588 長崎市坂本1-7-1
☎095-819-7600

鹿児島大学歯学部

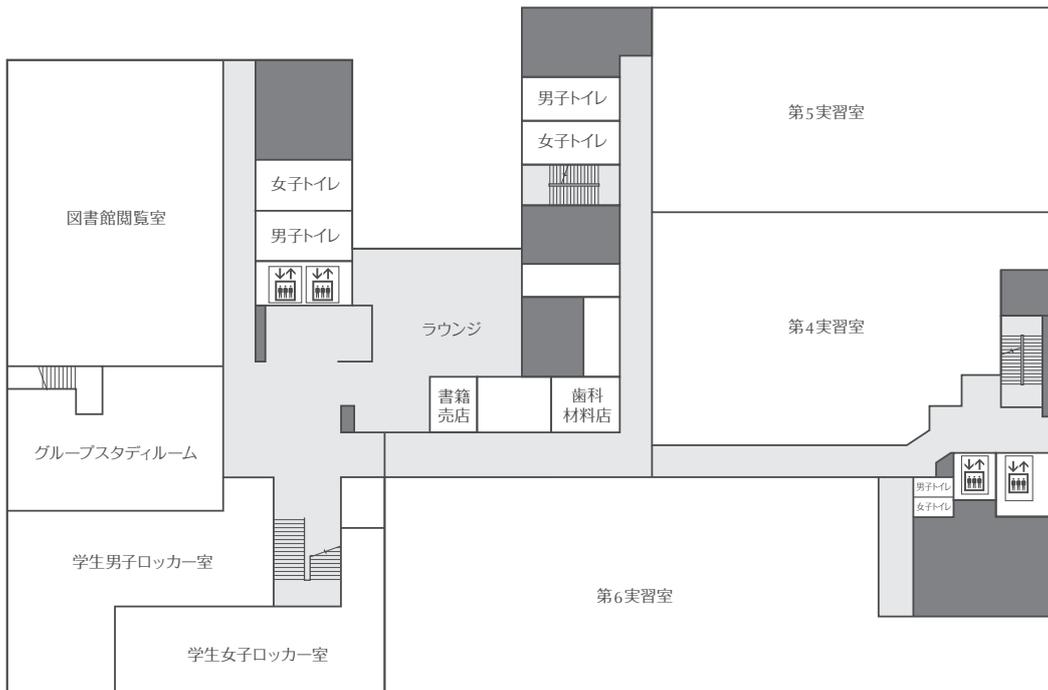
〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
☎099-275-5111

校舎平面図

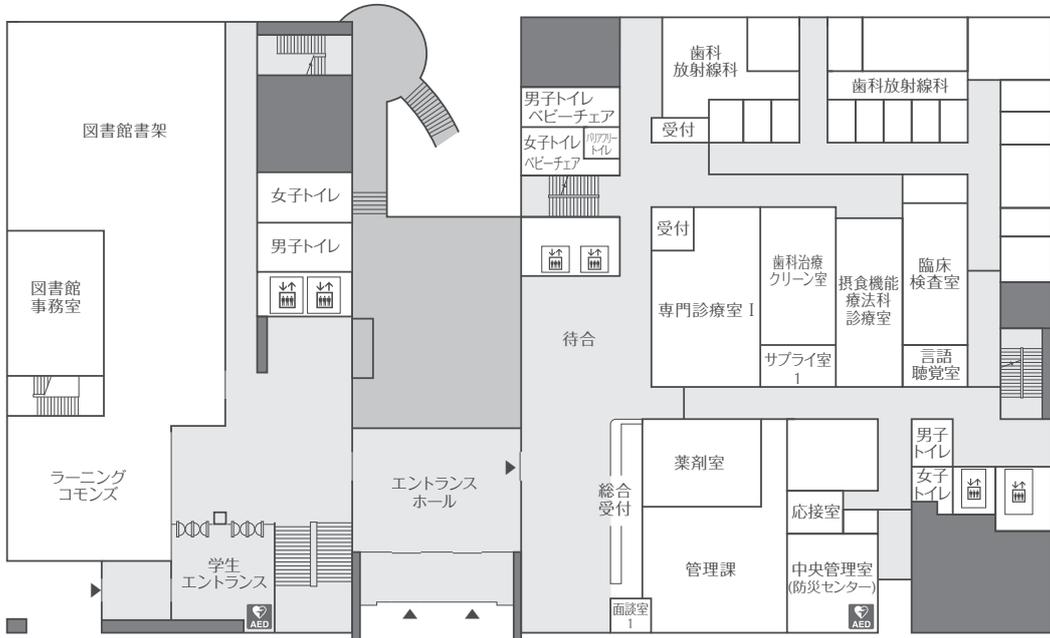
本館地下2階



本館地下1階



本館 1 階



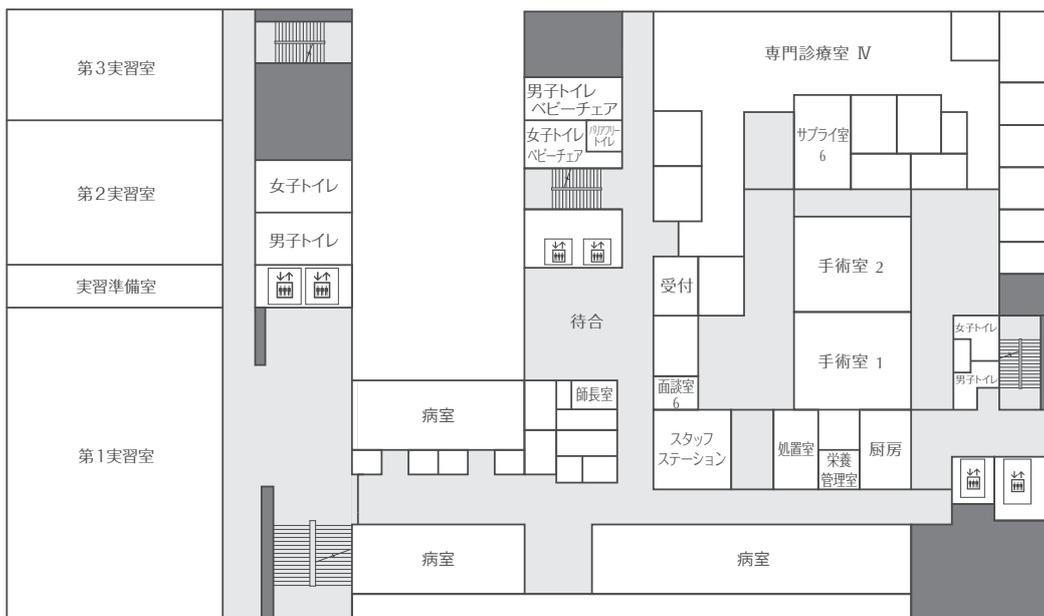
本館 2 階



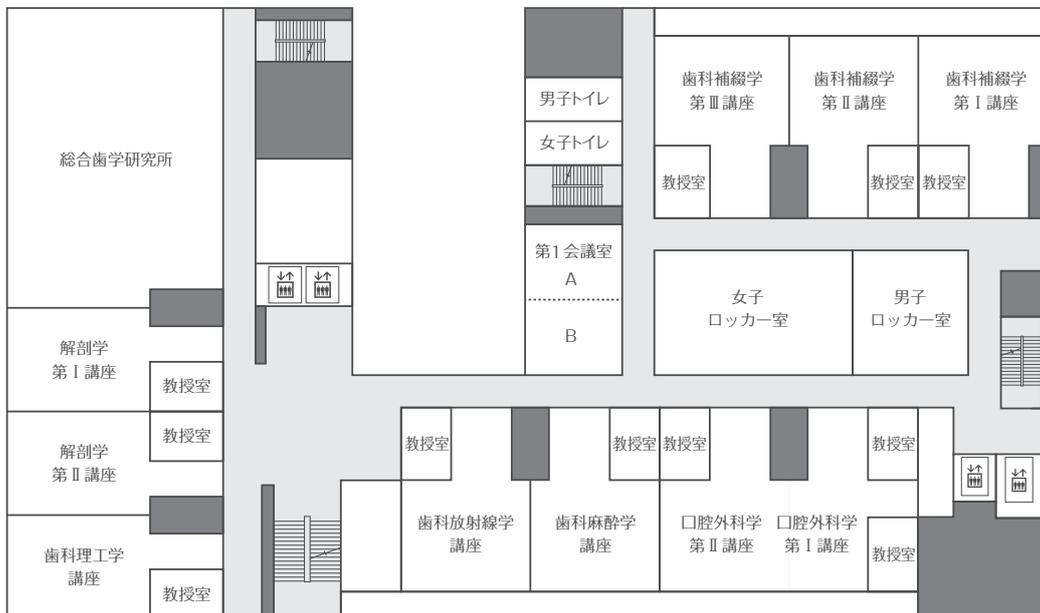
本館 3階



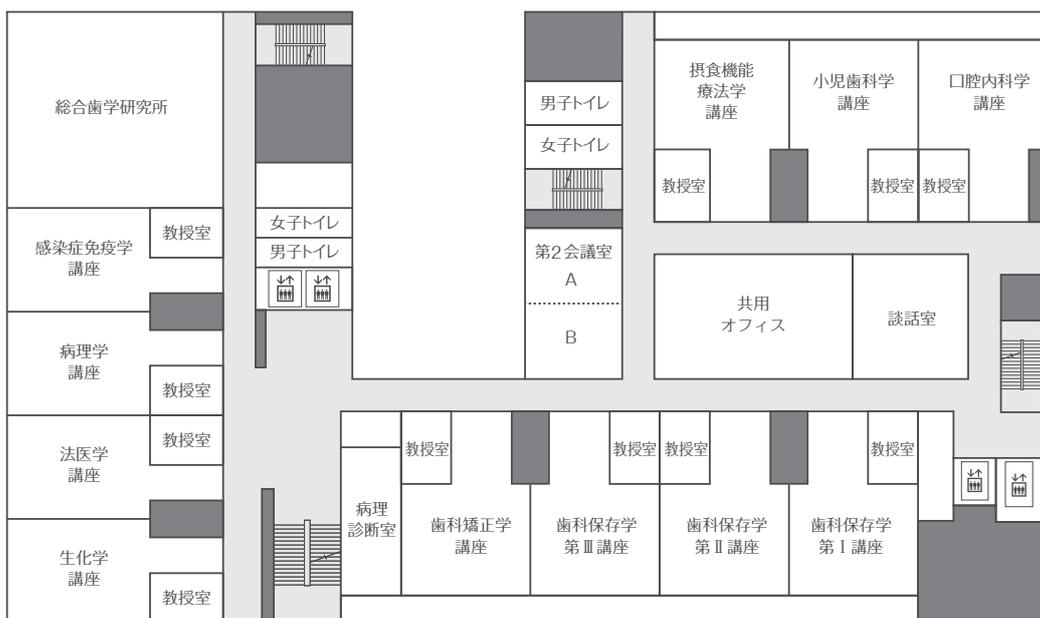
本館 4階



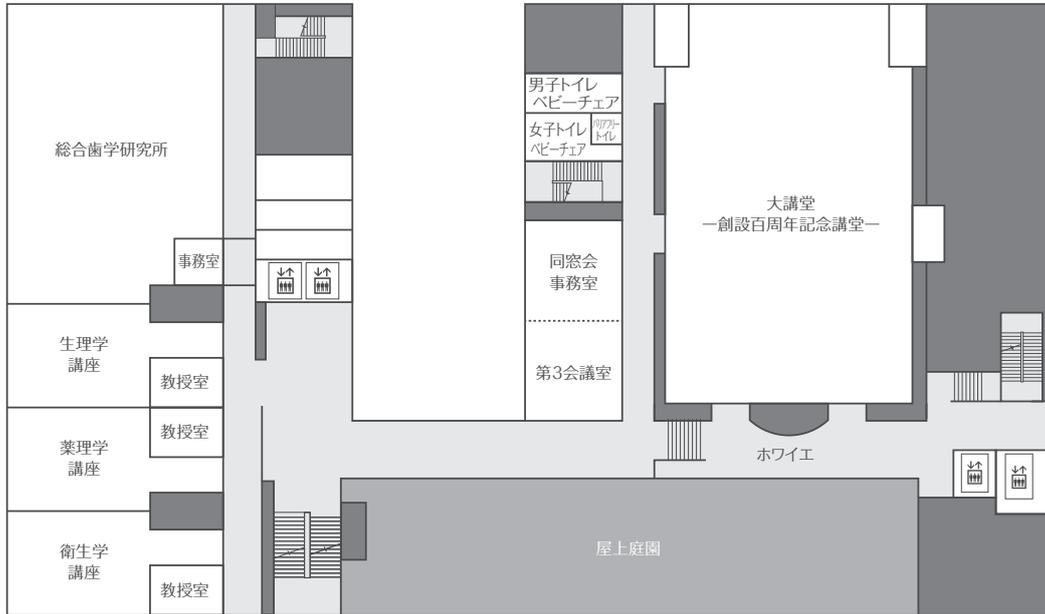
本館 5 階



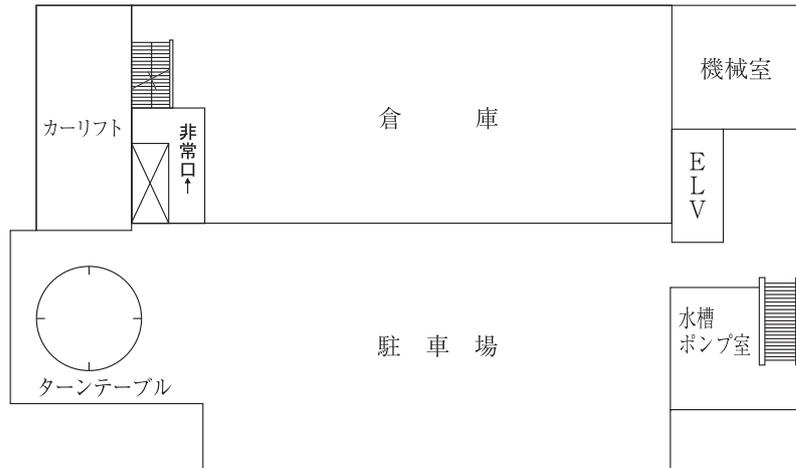
本館 6 階



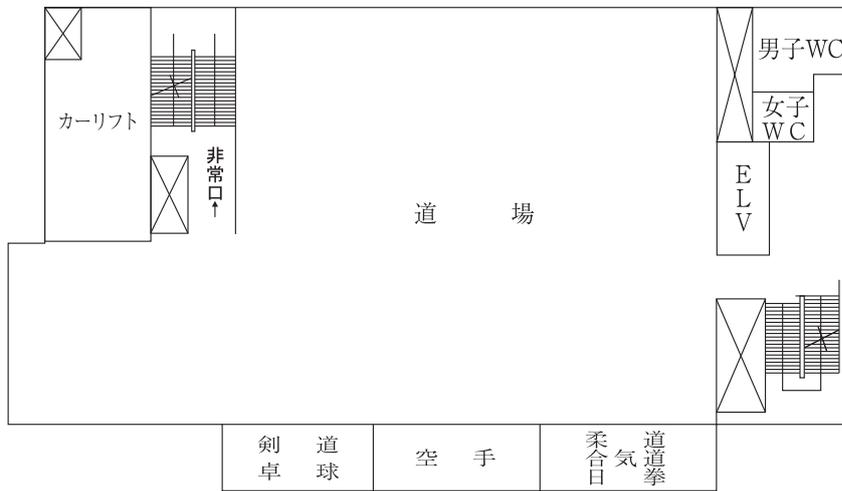
本館 7階



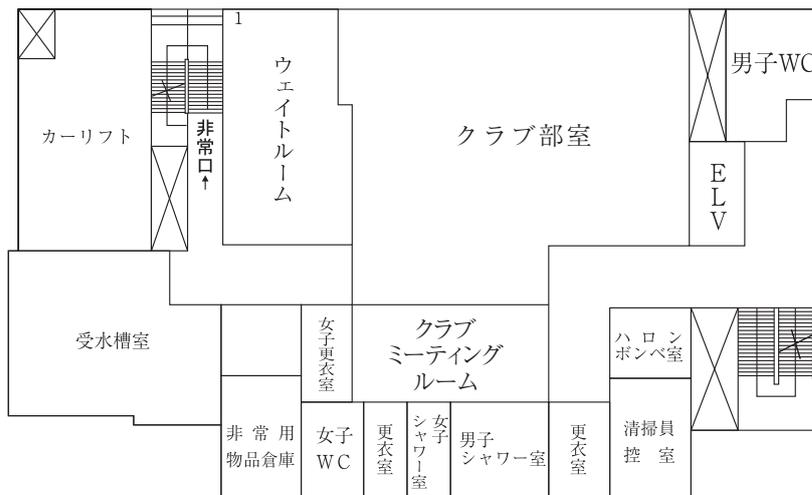
3号館地下4階



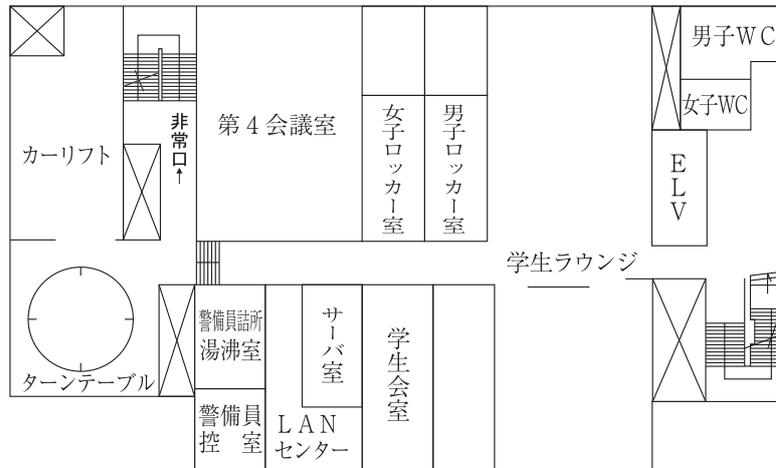
3号館地下3階



3号館地下2階



3号館地下1階



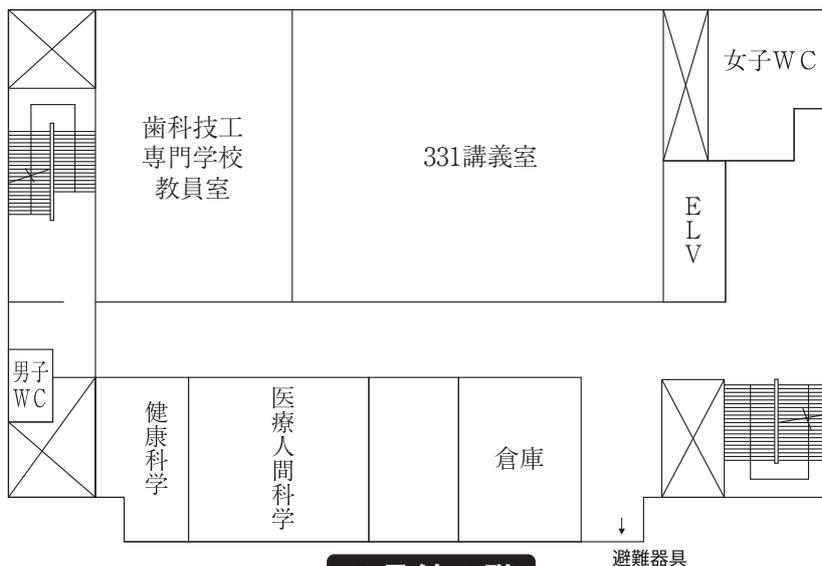
3号館1階



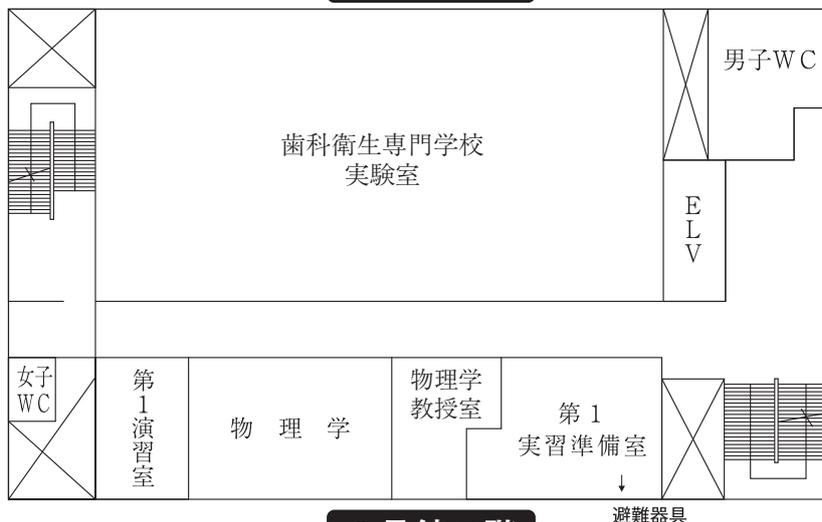
3号館2階



3号館3階



3号館4階



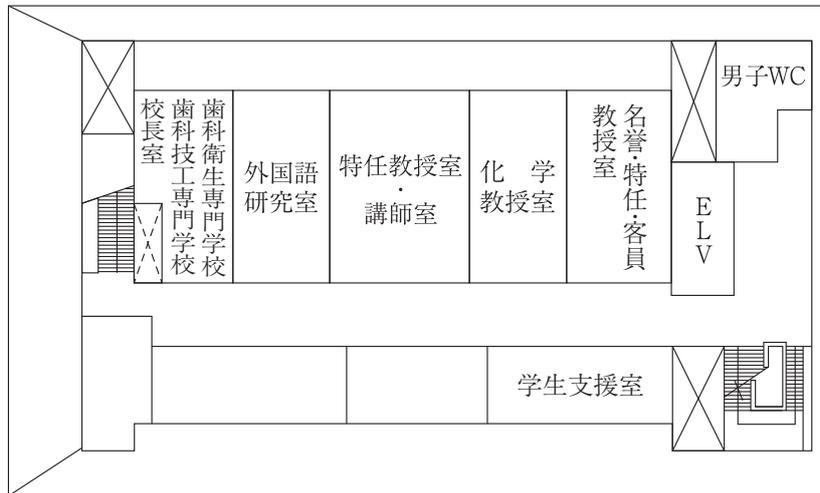
3号館5階



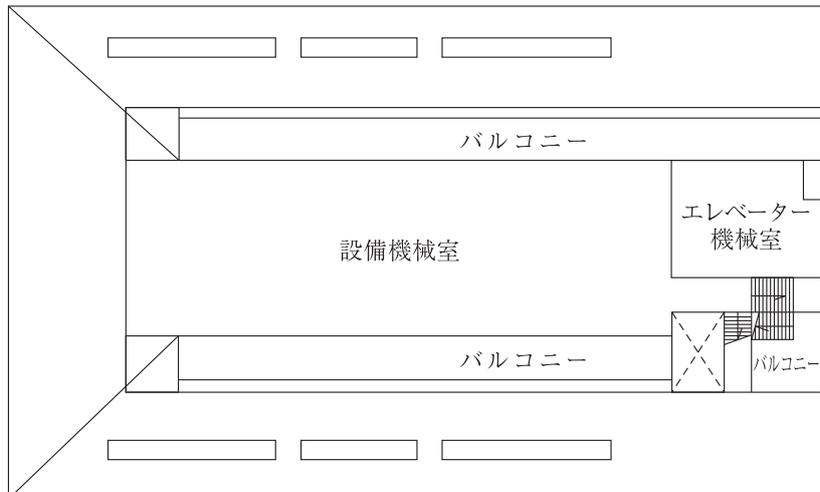
3号館6階



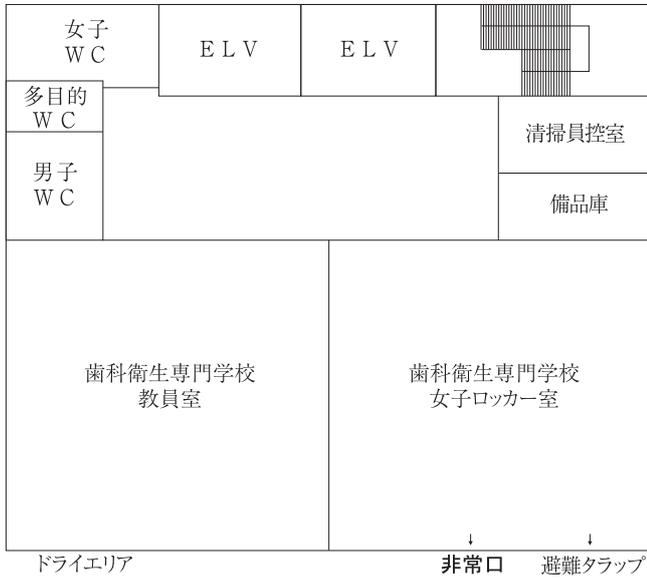
3号館7階



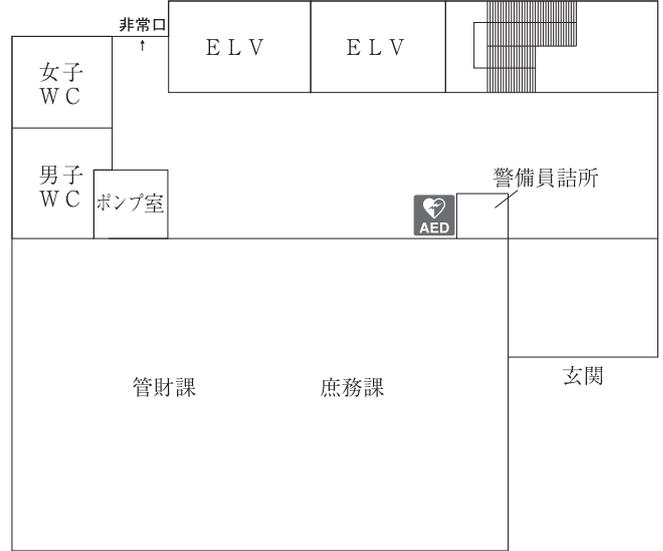
3号館8階



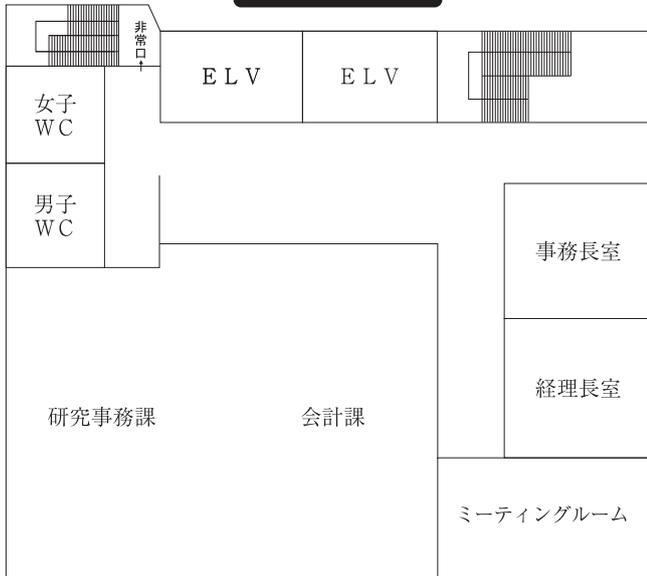
4号館地下1階



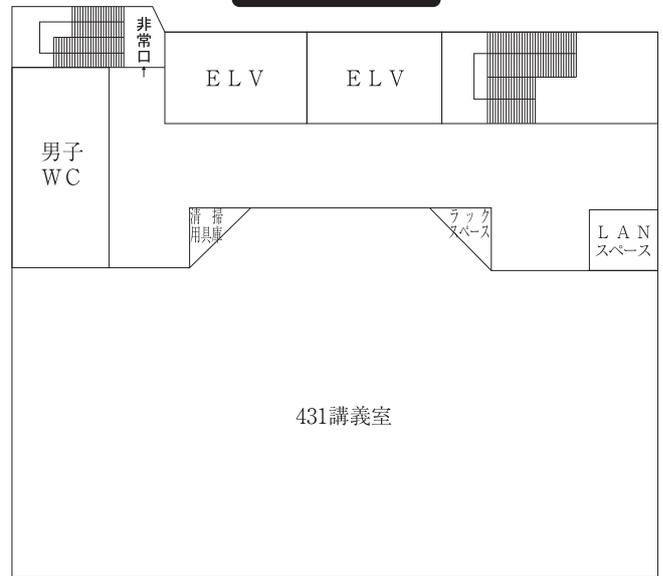
4号館1階



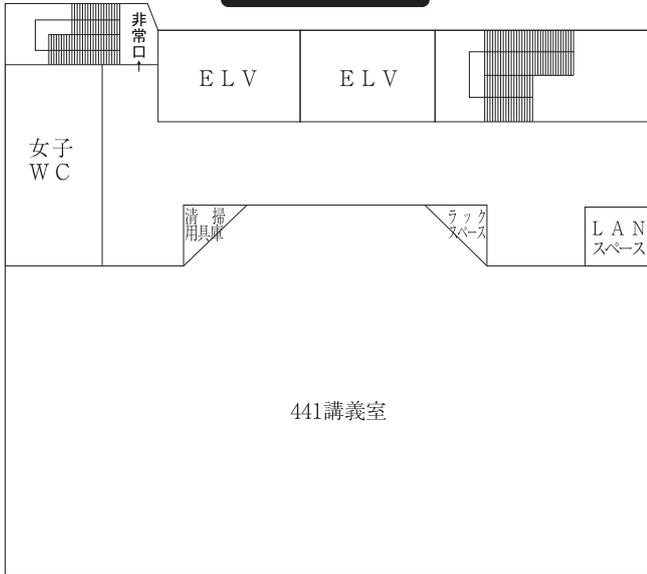
4号館2階



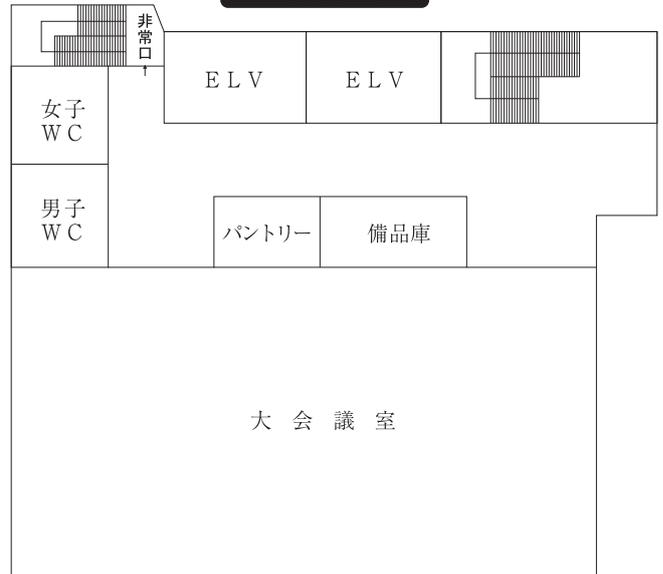
4号館3階



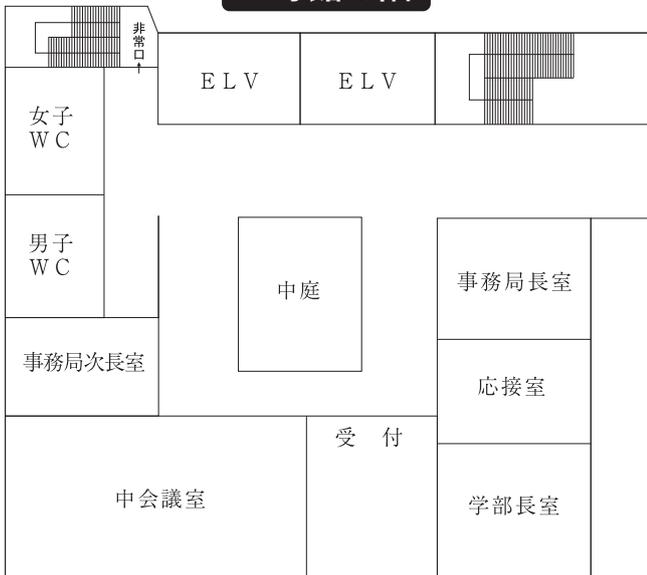
4号館4階



4号館5階



4号館6階



日本大学校歌

相馬御風 作詞
山田耕筰 作曲

J=120

1. ひにひにあらたに ぐん
2. しかいにききんじ ひい

か-は-な-の さかゆくせか-い-の こう
づ-く-に-に ふがくとゆる-が-ぬ けん

や-の-う えに あさひとかがやくくに
がく-の もと はえあるれきの みち

のなおい て ぎ ぜんとたちたる だい
ひとすじに こ じょうやまざる だい

がくにほ-ん せい ぎとじゆう-の き
がくにほ-ん ち せいのいちね-ん ほ

ひょうのも とに あつまるがくと のしめ
のおとも ゆる あわれらがゆく のひか

い はおも し い ざ たたえん だ い がくにほんい
りをみよ や

ぎ う たわん われらが -り そ - う

一、日に日に新たに 文化の華の
さかゆく世界の 曠野の上に
朝日と輝く 国の名負いて
巍然と立ちたる 大学日本
正義と自由の 旗標のもとに
集まる学徒の 使命は重し
いざ讀えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

二、四海に先んじ 日いづる国に
富嶽とゆるがぬ 建学の基礎
栄ある歴史の 道一すじに
向上息まざる 大学日本
治世の一念 炎と燃ゆる
われらが行く手の 光を見よや
いざ讀えん 大学日本
いざ歌わん われらが理想

日本大学歯学部部歌

沖野岩三郎 作詞
弘田龍太郎 作曲

m.m. J=108 壮快に

見 よしゅん だ い-の あ さぼら-け
つ どえる われ-ら わ こうど-の
師 てい の む つ-み う るわし-く
見 よしゅん だ い-の あ さぼら-け

あ かつ き 告 ぐる か ねの-音 に
あ ひ と-も に 燃 ゆる か がや-き は
あ かつ き 告 ぐる こ のみ-ち の
あ かつ き 告 ぐる か ねの-音 に

は れ-し-さ ぎり の な か に-た-つ
お な-じ-お も い に ない そし-ま-ん
権 威-と-こ-き こ を なさん-こ-そ
は れ-し-さ ぎり の な か に-た-つ

雄 々 し-き-す が た わ が 母 校-!
か た き-こ-こ ろ わ の し し な り!
雄 々 し-き-す が た わ の そ ぞ し み な れ!
雄 々 し-き-す が た わ が 母 校-!

一、見よ駿台の朝ぼらけ
暁告ぐる鐘の音に
晴れしきざりの中に立つ
雄々しき姿わが母校

二、つどえるわれら若うどの
瞳に燃ゆる輝きは
同じ思いにいそしまん
堅き心のしるしなり

三、師弟の睦みうるわしく
ともに励みてこの道の
権威とここをなさんこそ
われらが強き希望なれ

四、見よ駿台の朝ぼらけ
暁告ぐる鐘の音に
晴れしきざりの中に立つ
雄々しき姿わが母校

日本大学応援歌

花の精鋭

東辰三 作詞
明本京静 作曲

♩ 4/4 壯快に *mf*

1. か が や く で ん と う ぼ こ う の た め に
2. か が や く で た い と よ う に も え た つ た い に
3. か が や く ひ と み に み な ぎ る と う し

え い よ に な い て い ま - ひ ら く
く れ な り そ は - め て い き き - ほ る
あ た り へ ち だ い け ん じ

mf フェア プレイ に ち だ い フェア プレイ に ち だ い た て う て か て

し ゃ う り ほ ほ え む は な の に ち だ い

一、輝く伝統 母校の為に
榮譽担いて 今開く
花の精鋭 日大健児
フェアプレイ 日大
フェアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大

二、輝く太陽 燃え立つ意気に
紅い染めて 咲き誇る
花の精鋭 日大健児
フェアプレイ 日大
フェアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大

三、輝く瞳に みなぎる闘志
あたりはらいて 咲きさそう
花の精鋭 日大健児
フェアプレイ 日大
フェアプレイ 日大
立て 打て 勝て
勝利微笑む 花の日大

日本大学応援歌

水の覇者日大

サトウハチロー 作詞
古関裕而 作曲

♩ 4/4 *Tempo di Marcia* *mf*

1. あ お き は き ぼ う - の や ま の - み ね
4. み な み の さ と なら か わ そ - だ ち

す き め る は - こ こ - ろ と み ず の - い ろ
た な ら - う み - べ の う し お - の こ

か つ じ ろ う ば ら せ ら - い ど ど - い - き と
つ づ け ら せ ら - い ど ど - い - き と

し ぶ き - を - あ げ て わ ざ - を ね る
せ い え - い - れ ん ま の そ の - に ち ゃ

れ き し は う た う に ち だ い の } で ん と う か が や く み ず の は し ゃ に ち
き せ ー じ ゃ う ま た か て り に ち だ い の }

mf だ - い に ち だ - い お お - に ち だ - い

一、青きは希望の 山の峰
澄めるは心と 水の色
富士をば背負い 堂々と
しぶきをあげて 技を練る
歴史は唄う 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

二、二番は口笛で
三、南の里なら 河育ち
北なら海辺の 潮の子
津々浦々より 集いさし
精鋭練磨の その日夜
今日又勝てり 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

四、水上日本の 声名を
守るは 我等の肩にあり
記録の更新 むねとして
世界の覇者たれ 王者たれ
轟け響け 日大の
伝統輝く 水の覇者
日大 日大 おお日大

学部要覧〔2024年度版〕

2024年4月1日 発行

編集・発行 日本大学歯学部

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13
電話 03(3219)8002(教務課)



自主創造
日本大学

NUSD